#### 中 E 文化大革 命

法制史的試論

奥 村

郁

中国旧社会の支配の原理 毛沢東の革命論と法 はじめに

文化大革命の後 文化大革命の一側面

年

おわりに

(-)は じ め に

が、当日のメモをほぼそのまま記すこととする。さて、自分がここに掲げたような標題で意見を公表するについては なり要約してのべざるを得なかった。したがって不十分な点は活字にして責任を果すことを約したので、未熟である 以下の小論は一九八二年一○月一○日、法制史学会第三○回研究大会における報告の内容である。但し学会ではか

中国文化大革命

躊躇と欲望が交錯しているといわねばならない。躊躇というのは自分が、中国現代法や中国現代史を主として学習し ているわけではないために、 その反面、このようなテーマについて一度考えてみたい、というかなり強い欲望を持っていることも確 現代中国に関する智識に欠けていることは勿論、このような大きな標題で議論するには

以上のようなことを思い立った契機としては実にさまざまの要因をあげることができるが、例えばその一つの要因 新中国が旧中国とはいわば「さかさま」の世界を創立したということがある。一九四九年、

博雅の士の批判と教示を切望するものである。

いま、

躊躇と欠陥をさしおいて敢えて欲望の方面だけをのべようと考える。「試論」とした所以であって、

た価値と理論的に真向から対立するのは勿論であり、旧中国とはいわば「さかさま」の世界を作ったわけである。そ レーニン主義を奉ずる政権が中国統一を成し遂げたが、この政権が過去の中国の社会・経済・思想・文化などを支え この「さかさま」の世界をみることによって、中国旧社会の法を研究するものが、旧社会の特徴をよりよく理

因はやはり中国社会の歴史的現実からくる必然であり、したがって学問上の必然であると思われる。 の理解も深まるであろう、ということもある。しかし、さらにいうならば現代中国を知りたいという欲望が生じる原

解する助けとすることができるであろうと考えられる。反対に、旧社会を理解することが深ければ深いほど、新社会

(昭和四八年)春「東洋法制史学の現状と課題」と称して貧しい文章を公表したことがある。その際、(『1)

旧中国社会の理解が不可欠であること、及び特に法制史学が現代社会と

「中国革命」と現代中国を理解するために、

の関連で典故となり終ることはあり得ない、ということを東洋法史学の歴史的発展をのべながら論じたことがある。 文革の末期であったが、その際の発言の方向は今でも変更の必要はなく、以下にのべるところはその一部の拡

に対する私の意見と、第二に旧社会の現代における投影の問題である。そこでまず、 大である、といってよい。 説明の内容として具体的にとり上げるのは、第一に旧中国の支配の構造の基本にある価値 序述の必要上、 旧中国社会につ

なお、文化大革命の経維については詳細には触れなかったので、それを補う意味で「文化大革命略年表」を付した。

いてのべることから入ることとする。

# (二) 中国旧社会の支配の原理

期のあとの宋以降は、過去の基礎の上にたち、さらに強い統一的支配の機構が生れ、 皇帝による秦王朝とそれに続く漢王朝の体制が理論的にも成熟の域に達したのが、 想像を絶した異様な長期間である。 未熟な段階から、明・清にみられるような高度な段階に発達し、法もまた未熟な段階から高度な段階に発達した。 での間、基本的には集権的権力機構と成文の法を持った王朝による統一的支配の体制が続いた。実に二千年を超える 中国旧社会というのは、ここでは秦の始皇帝以後の社会をいう。 始皇帝による中国統一以来、王朝体制は一九一一年の孫文を中心とする辛亥革命によって清朝が倒れるま むろん、その間社会の進歩がなかったわけでは決してないし、集権的権力機構も 「伝統中国」というのも大体この時期である。 隋·唐王朝であり、 天子の絶対的な地位を前提にし 五代の大動乱 前

て成文の法を支える原理も、 の末端に至るまで徹底的に侵透した時期だといえる。この社会を支える法の形式は成文の法の一大体系である。そし 明・清の時代は特に統一的支配の原理、 今日、慣習と呼ばれる多くのことがらを含んだ、人びとの日常生活に必要な秩序を成り 若しくは価値基準が権力機構のみならず、 帝国の支配を受ける全ての人々

た、「一貫した」支配が明・清にいたって完成する。

= ( =

四

立たせる原理も同一の価値基準を持っていたといえる。

じであって、すでに確立した中国社会の構造を動かすことはなかった。支配者の出身による機構上、法律上の特徴は の価値基準を持った秩序の体系が中国社会を作り上げていたために他ならない。満州族の支配者を持った清王朝も同 を行わなかったという特別の事情のもとでも、すでに成立した中国社会を動かすことが結局できなかったのは、 あるからである。漢族とくらべて比較にならぬ程の小数民族である蒙古族の支配である元王朝が中国風の法典の編纂 の体系がすでに成立したからであって、この秩序の体系を持った社会を維持するのが、天子の権力を維持する根本で せん、法の無視は結局自らの存在を否定することになりかねない。というのは、一定の価値基準を持った一つの秩序 外にある特別の存在である。だから天子がその権力によって法を無視するということはしばしばあるけれども、 天子という地位について触れると、この地位は法を立てる源であって、成立した法の立場からすれば、 動かぬ価値基準を否定し、或は破壊することはできなかったのである。 いわば法の しよ

このような価値基準は一言でいうと「礼」制であって、法は礼を支えるのが目的である。そこで「一貫した」支配

が文字通り存在したというのである。

小数民族との関係の特徴はいまここにのべる余裕はないが、 域のすみずみまで拡大・侵透させるという結果をもたらしている。 三国の時代、 みられる。現代中国でもこれは同じである。 また一方で中国の領域はいかにも広大であって、中央と地方、北と南では人間生活のさまざまの側面で大きな差が 南北朝の時代、さらには南宋の時代などは、かえって中国社会を成り立たせている価値基準を中国の領 しかし長い統一帝国の間に生じた分裂ないし分裂的傾向の時期 甘粛・新彊などで今世紀以来発見されている多量の漢 域内小数民族の問題もある。 中国における漢族と 例えば

唐間の漢文官文書の類はまさに統一支配の一つの象徴であり、現在の中国が民族による連邦制をとらず、(3) 「統一され

た多民族国家」であるとしているのも、 中国の歴史的支配の必然といわなければならない。

以上のべてきたような中国社会の法の性質について、滋賀秀三教授が

な点における時代的変遷や地域的差異をそれなりに注目しながらその底に原理の不変性を認めようとする 国家法と民衆法という言葉を用いるとすれば、本書は両者の間に対立より等質性を認め、また、それらの細目的

て村落や家族に関連し、特に宗譜などが国家権力を離れて一見独自に制定されるもののようにみえながら、 といわれるのは、中国旧社会での、一定の価値基準を持った秩序の体系の存在を指しておられるのである。

本来の自治はない、といったのもの「一貫した」支配についてのべたものである。過去にはかつて内藤湖南博士が、 された規律や価値基準が、国家権力の持つ支配の原理と離れることなく、従って権力に対抗するような性質を持たず、

父老を支配するものが権力をにぎる、とされたのも同じことである。このような価値基準に牢固として存在する基本(?) は「礼」制である。そこで礼につき、後の議論に関連する程度に整理しておくこととする。 礼は西周社会(前十一世紀――前八世紀)に発生した社会秩序の基本の原理であり、やはり価値の基準である。後

に孔子はこの西周の制度を、つまり西周の礼を理想とした社会的活動を行ったわけであるが、 孔子の当時はもはや西

のべているのに、この孔子の思想が、支配の思想として二十世紀に至るまで生き続け、現代もなお生きている事情は 周的な社会は大転換をとげようとしており、礼の世界は音をたてて崩れようとしていた時期、 (前六世紀と前五世紀の境目)にあった。儒学の本宗たる孔子はいわば今から二千五百年より以上前の価値を すなわち、 春秋と戦国

以下にのべる通りであるが、近代の大きな社会変動をみても必ず孔子の名がでる。一八五○年の太平天国運動の際に

五

五

運動を経過して主張された「新文化運動」では 孔子批判は 一つの柱であった(毛沢東は文化革命だといっている)。 は首領・洪秀全は天帝が孔子を鞭うつ夢をみ、孔子の像を破棄した上で運動に入った。一九一五年に始まり、(®) 五

さらには近年の文化大革命中の批林批孔もそうである。このように歴史の大変革の時期には必ず孔子がでてくる。

るが、それでも孔子を持ちだして訴えること自体、孔子問題が社会に甚大な影響があることを示している。 しかし、二千五百年前の人物が理想とした思想や価値基準が、そのまま現代に生き続け、一貫して変化がないとい 批林批孔の場合は、目標が個人攻撃(周恩来総理に対する)という形に矮少化されていたと思われるのであ

展するのである。事情は以下のようである。

うわけではない。漢代に一つの質的変化を遂げ、それ以来、二千年間はほぼ基本的に固定されながら強化されつつ発

うことが始まり、 って、 儒家は政治上敗退してしまう。 価値基準としては葬られてしまったということができる。 前六世紀末を境として、春秋から戦国と呼ばれる時代に入るのだが、その頃から中国には法を文字に書き現すとい 同時に「法家」の思想が現実の政策面に反映させられてくる。始皇帝の出現は法家路線の勝利であ かくて 西周以来の

「封建」と称せられる体制は名、実とも終止符を打たれた。その際の法の状態は文章化が進行することである。(タビ)

基礎を構成する。 文章化の進行の背後には、大領域への統一的命令の正確な伝達は口頭では徹底しない、ということがあったであろう。 したがって統一的支配には文字は不可欠であったに違いない。字体の統一や度量衡の統一の政策は帝国支配の重要な し、成文法の「体系」は未だ生れず、いわばその時その時の権力者の命令が、文章として残される、という類である。 かつてのように「封建」の各国がその領域の支配には独自性を維持し、ただその支配者が「共主」

としての周王を中心に、まとまっている時代ではなくなったのである。次の漢代はこの新たな状況をそっくりそのま

ると恒常的秩序維持のために場当りの命令だけでは済まなくなり一定の原則的な価値の基準が必要とされた。 ま引きつぐのであって、法の状態もほとんど変らない。ところが、王朝の創生の時期が過ぎ去り、体制が安定してく

の子産は、これを批難した叔向に対し「とにかく自分は現実を救いたいのだ」ということを強調する。おとろえて混の子産は、これを批難した叔向に対し「とにかく自分は現実を救いたいのだ」ということを強調する。おとろえて混 乱した社会の現実を救うには、現実に対処することを優先させ、そのためには過去の秩序や思想は否定しなければや そもそも法家の支配は、過去の価値を否定した所に変革への積極的な意義があった。春秋末の法の公示で有名な鄭 「現実を救いたい」という考え方は、この際革命的な力を持つのである。ところが変革ののち生れた

うちの「周礼」などはこの時代の要請の一つの典型である。(ユ) て再編成されなければならない。そこで儒家思想でも社会の秩序をのべた「礼」が重んぜられるのであって、

探しあてたのが儒家の思想であったが、もはや西周とは社会が違っている。儒家思想も統一的集権的帝国を前提とし

国家を安定的に維持するためには一定の秩序の体系の確立と、その体系を成り立たせる根拠が必要であった。

するのである。 釈学によって完成されていくのである。儒学はかくて後漢に至って、支配の根本の価値としての地位を動かぬものと う前提を置いて統一的に解釈しようとしたのが後漢の鄭玄などの旺盛な註釈活動である。即ち儒学の体系がこれら註(エタ できる。ところが五経はもともと成立事情が異るわけで、本来それぞれ矛盾する所があるが、それを矛盾しないとい ある。なかんずく「礼」はその本筋が法として伝わることとなる。 この要請の実現のための最初の現れは「五経博士」の設置(前一一八年、武帝・建元五年)であったということが それ以来、支配の思想として強化・発展の方向をたどり、朱子に至ってさらに強固な思想となるので

ただし、成文化の道を歩んでいた法は漢一代はまだ「体系」は成立しない。政治的実践の積み上げ、 つまり権力者

中国文化大革命

へしっ

法はあたかも経書における統一的解釈の方法と同じであり、北宋の「宋刑統」のスタイルもまた同様である。経書を 組織だてた註釈学の方法が、経書と同様に法をも組織だて、体系づけるのに威力があったのは疑うことができない。 に基本が定まる法体系を完成するのは隋・唐の法であるが、その中での「律疏」などの細心の論理的統一的解釈の方 に基本が完成する。その背後には、学問の中心となった経書の註釈学の方法が法にも適用されたと思われる。魏・晋 の命令の積み上げが則ち法であった。 「画一の法」が要請されながら遂に後漢は果さず、体系化は次の魏(哲)

さて、秩序の本体としての「礼」は

不親。班朝治軍。涖官行法。非礼威厳不行。 道徳仁義。非礼不成。教訓正俗。非礼不備。分争弁訟非礼不決。君臣上下父子兄弟。非礼不定。宦学事師。非礼 (道徳・仁義も礼に非ざれば成らず、教訓し俗を正すも礼に非ざれば備わらず、争いを分かち、訴を弁ずるも礼 禱祠祭祀。供給鬼神。非礼不誠不荘。是以君子恭敬樽節退讓以明礼。

ば 荘 ならず、ここを以て君子は恭敬樽節退譲、以て礼を明らかにす) からず、朝を班ち軍を治め官に涖み法を行うも礼に非れば威厳行なわれず、禱祠祭祠、鬼神に仕うるも礼に非れ に非れば決せず、君臣上下・父子兄弟も礼に非れば定らず、宦(まなぶ)学し、師に事うるも、礼に非れば親し

(礼記・曲礼上)

また、礼が統一的価値を目指す以上、社会秩序に関しても地方的なばらばらの価値を基本的には認めないこともわか る。礼による規格ともいえるわけで人々の社会生活も、礼の枠内においてなされねばならない。かつて法家が「現実 といわれることで示されるように、礼はすべての価値の根本であって、まさに統一帝国の支配の根源であるといえる。

を救う」ために「封建」の体制を打倒したのとは時代は違ってしまっているのである。

が礼であったといえる。かくて礼による理論上の裏付けを得た集権的国家は更に強固な統治形態をとるようになるの 文字の統一・度量衡の統一、さらには文字に表した大量の法・命令などを生みだしたのと、 は法家と同じ方向の実践であったといってよい。このように考えてくると法家の主張する統一的支配の理論的裏付け このような礼による規格、礼がすべての価値基準だという理論体系は、 かつて始皇帝が統一国家としての必要から、 儒学の名を仮りながら実

である。

価値であると認め、 う異様な長さなのである。そうすると、支配する側も、支配される側も、礼は所与の価値ではなく、あくまで先験的 な反撃を受けるほか、 ところがこうして確立した礼の規範は、その後「先験的価値」として与えられ、先験的価値に反する行為は社会的 動かぬ秩序観を持つに至る。骨肉と化したわけである。 重要な部分については法によってきびしく規制する、という体制が続き、それが二千年間とい

は 男系の血族という、 朝もこのシステムにのっとらなくては権力を維持し難い。 かかる先験的価値として存在した秩序観の、最も基本的部分に「宗族」の秩序がある。 あたかも辛亥革命直後、 一方で自然的要因を持ち、一方で尊・卑・長・幼の四つの身分的な階層の厳守があり、 大総統の坐に袁世凱が坐り、 騒然、 先にも触れたが内藤湖南博士の「支那論」(一九一四年) 混屯とした時期にだされたものであるが、その自序 これは礼制 の一つである。

ない。 外敵に対して国を亡ぼさないということは保障できないので、父老などは独立心、 支那において体統ある団体は郷党・宗族以上にでない。その長たる父老の収攬こそが成功のもとだが、 郷里が安全で、 宗族が繁栄してその日を楽しくおくれば、何国人の統治でも服従している。 愛国心など格別重大視してい

中国文化大革命

اتر

九(九)

という。また一九二四年に、孫文は「三民主義」の中で、(ゼ)

中国人の団結力は宗族までにとどまって、まだ国族までには拡大していないのである。 る。こうした主義が人心に深くきざまれているからこそ、その犠牲となることができるのである。ところが国家 れは、一般人民に家族主義と宗族主義があるだけで国族主義がないためだ。中国人は家族と宗族の団結力がひじ 族主義がない。外国の傍観者は、中国人はひとにぎりのバラバラの砂だという。その原因はどこにあるのか。そ 中国人がもっとも尊重するのは家族主義と宗族主義である。だから中国には家族主義と宗族主義があるだけで国 のこととなると絶大な精神をもってその犠牲になった、などということはついぞあったためしがない。すなわち のものが、いかに生命・財産を犠牲にしようがやめようとしないことなど、すべて宗族観念が深すぎるためであ ょうに強く、宗族を守るためには、しばしば一身一家を犠牲にする。広東における二姓間の械闘のように、

という。また一九二七年に毛沢東は「湖南農民運動考察報告」なる有名な論文で、(3)

中国の男子は ふつう三つの 体系的権力の支配《系統的権力的支配》をうけている。 それは(一)国家から 省

県・郷にいたるまでの国家の体系《国家系統》(政権)、(二)本家の祖先廟《宝祠》、 ると、 以上のべた三つの権力の支配のほかに、 なお男子からの支配(夫権)をうけている。 この 四種類の権力 たるまでの神仏の体系《神怪的神仙系統》——これを総称した神冥の体系《鬼神系統》(神権)である。婦人とな から村の守り神《土地菩薩》にいたるまでの冥界の体系《陰間系統》および玉皇上帝からよろずの神と精霊にい ら家長にいたるまでの同族の体系《家族系統》(族権)、(三)閻魔大王《閻羅天子》、県の守り神《城隍廟王》 分家の祖先廟《支祠》か

政権・族権・神権・夫権は、封建的同族支配体系《封建宗法》の思想と制度のすべてを代表しており、

中国

人民、とくに農民をしばりつけているふとい四本の綱である。

総体を「地主制度」と呼び「封建」制度と中国で一般にいうのである。家族・宗族の秩序は個人の身近における規律 国社会の根本にある宗族の秩序が如何に旧社会の秩序の根本に存在していたかがわかる。このような支配の仕組みの といっている(《 》内原文)。「封建宗法」の思想と制度はまさに革命の対象となっている。このようにみると、中(읟)

のべたように、宗譜の類にみられる「徳目」が同時に儒学の教えであり、権力の側が人民に要求する徳目なのである。 であり、士大夫である。一方で宗族にとっては、権力に依存することが彼等の体系を保持する確実な道である。 れば王朝権力はなり立たない。礼教防衛の任務を負うのは国家であり、皇帝であり、官僚であり、地主であり、 であり、この規律はまた国家組織成立の原理でもある。権力自身が宗族の規律を保護し、その支配体系を防衛しなけ まさに恐るべき「一貫した」支配体制というより他なく、本来人為的であった礼制を先験的価値と信じ込ませ、中 父老

年の大飢饉など重なり、農民は生きるか死ぬか以外の問題はないところまで追いつめられた。しかし地主は権力を持年の大飢饉など重なり、農民は生きるか死ぬか以外の問題はないところまで追いつめられた。 かかる支配の上に、日本との戦争、蔣介石政府のおどろくべき収奪と封鎖、華北では特に一九四一年――一九四三

国の人々の骨肉の秩序観と化してしまった。これを私は「呪縛」だといっている。

ち安泰であった。それでも反抗は起らない。ジャック・ベルデンの口をかりれば「二千年の伝統が地主の館に向って

が西から昇ることなどあるものか」というようにできない。地主に抵抗することなどは、自然現象に抵抗できないの 踏み出す百姓の両脚を重くした」のである。また、地主に反抗することは「六月に雪が舞うことなどあるものが、陽 と同じで、過去も現在も、そしてまた未来も永劫にわたってできない。陽が西から昇ることはない、というのは極め

て困難であることと比喩ではなくて、自然現象だから、事実上あり得ないのである。かくて、貧乏も運命であり、

中国文化大革命

地

あろう。

主の絶対権も運命であり、婦人が常に殴られるのも運命である。このような支配思想の侵透が「呪縛」でなくて何で

し存在したと考えるならば中国革命の見方は変ってしまう。 破ることが、中国革命であったのである。中国旧社会に、国家の要求する価値と、 以上、中国旧社会にはおそるべき「一貫した」支配があったということを、礼制の面から論じてみた。 地方的・自治的価値とが別々にも この呪縛を

思われる。だが、資本主義国として確固たる国家権力を樹立することができないまま、一九二七年以降、 は二千年来の王朝の体制を倒したところの、孫文のひきいるブルジョア民主主義の革命であったことに異論はないと ついて少し触れておく必要があるかもしれない。但し以上のべてきた呪縛の体制との関りにおいてである。 ここで一九一一年の辛亥革命から一九四九年の人民共和国の革命にいたる四○年間の時期をどのように考えるかに

精神が人々の間に、特に人口の大部分を占める農民に浸透することはなかった。先に触れたように、生きるか死ぬか、 法も十分に機能しない状態であって、ましてヨーロッパ市民社会が形成してきた、個人の権利を中心とする法とその らの延長としての動乱の時期だといえる。動乱というのは、国家権力が十分に機能していない状態であるが、 民党による一党独裁の形になった。この間の複雑な過程について今説明する余裕はないが、一言にしていえば清末か

民権主義とは何か。 いま民権主義を解釈するためにはまず「民」とはなにかを知っておかなくてはならぬ。 すべ の瀬戸際の社会であったことを思えばなおさらである。一九二四年、孫文は「三民主義」のうち、民権主義を定義し

て、

て団体があり組織がある多数の人を「民」とよぶ。それでは「権」とはなにか。 権とは力であり、 勢いである。

ひじょうに発展し、民権の革命が発生したのである。民権革命とは、だれとだれとが争うものであるか。すなわ そういう力が、国家とおなじにまで大きくなったのを「権」というのである。 しょにあわせて民権といえば、つまり人民の政治の力のことだ。(省略)この百年あまりの間に、革命の思潮が (省略)「民」と「権」とをいっ

ち人民が皇帝と争うものにほかならない。

蔣介石を追いやってしまったのである。従って旧社会は一九四九年の共産党主導の権力奪取、新民主主義革命まで直 さらに中国の統一と安定は旧社会の地主体制——旧社会の秩序の体系、価値の基準——によらなくてはならぬように、 太平天国の革命性の核心は、旧社会の支配原理と相容れない、異質の価値を持ち出し、呪縛の世界に挑戦したことで 権力を維持した。いわば封建王朝と同じ支配原理の上にたったとしなければならない。内藤湖南博士の言葉を借りる ター以後独裁体制を敷いた蔣介石は前にのべた、「地主」と「封建勢力」と密着し、むしろ地主の支配体制を基盤に らないとも保障できない状態であった。そこで「権」を争わねばならない。その上一九二七年、いわゆる上海クーデ といい、この時点でなお「皇帝」を強く意識している。即ち、清朝は倒れたが、袁世凱のように、いつ誰が皇帝にな(3) あって、蔣介石の国民党は、逆に呪縛の体制に支えられたのである。呪縛の世界はかくて孫文の理想を押しつぶし、 と「父老を収攬」し、父老は蔣介石に依存した。そこには太平天国が運動初期に持った革命性もみることもできない。 接的につながっている。のみならず、新民主主義国家成立後も、ゆゆしい問題を残したのであって、それを文化大革

命によってみてみよう。

# | 三 毛沢東の革命論と法

社会はなお中国に動かぬ価値として存在した。この社会をどのように救うのかについて、次に毛沢東の革命論をみる 命を考えるにも彼の革命論をまたみておかなくてはならない。 中華民国の時代は清未からの動乱の延長であるとしたが、中国はそもそも一八四〇年以来、対外・対内で戦争の連 百年に及ぶ混乱が続いていた。人々は生きるか死ぬかの瀬戸際に追い込まれ、 後にのべる十年にわたる文化大革は当然のことながら彼の革命論によって引き起されてくる。文化大革 国家は荒廃し尽したが、

来の社会の特徴は、封建の経済は破壊されてきているが、 社会になったこと。次にアヘン戦争以後の歴史の節目は、 な一定の体制の続く長さである。次にこの長期の社会は一八四○年のアヘン戦争以来、 段取りである。まず、毛沢東の著作からすると「中国革命と中国共産党」(一九三九年十二月)と「新民主主義論 救わなければならない現実の社会の認識であり、 それはそれとし具体的に二つの重要な柱がある。一つは毛沢東の中国社会に対する基本認識がある。この基本認識は の部分を前者によってのべるならば、まず、中国の歴史的概括であって、中国は過去三千年来、 〈一九四○年一月〉の二つが、もっとも系統的に論じているところである。これらを今詳論する余裕はないが、(2) 毛沢東の革命論を理解するのに、彼の理解したマルクス・レーニン主義が根本に存在するのはもちろんであるが、 もっとも封建という言葉に今はこだわるつもりはないし、三千年ということも同じである。 描写である。二つはこの基本認識からくる中国革命の性格と具体的 一九一九年の五・四運動であること。そして一八四〇年以 封建的搾取制度はそのまま温存され、 植民地・半植民地・半封建の 帝国主義と結びつき、 要は先にのべたよう 封建社会であったこ

また極めて弱い民族資本主義とも結びついている。現下の情勢は日本帝国主義の侵略である。これらのことから、

現在の中国社会の性質が植民地・半植民地・半封建のものである以上、中国革命の現段階の主要な対象あるいは 主要な敵はいったいだれであろうか。それはほかでもなく、帝国主義と封建主義、 つまり帝国主義国のブルジョ

ア階級と自国の地主階級である。(窓)

中国革命の敵は異常に強大なものである。中国革命の敵には、 勢力があり、 しかも一定の時期には、帝国主義・封建主義と結託して人民に敵対するブルジョア階級の反動派も 強大な帝国主義があるばかりでなく、 強大な封建

をうちたおす革命にはブルジョア階級が参加することもあって、たとえ大ブルジョア階級が革命を裏切って革命 中国革命の任務がこの二つの主要な敵をうちたおす民族革命と民主主義革命である以上、しかも、この二つの敵 であって、革命の対象は「帝国主義と封建主義」だということをはっきりのべる。従って

民主主義的なものである。 と封建主義にむけられる以上、現段階の中国革命の性質はプロレタリア社会主義的なものでなくて、ブルジョア の敵になったとしても革命のほこ先はやはり資本主義一般と資本主義的私有財産にむけられるのでなく帝国主義

民主主義革命」という。すなわちプロレタリア階級が指導する反帝・反封建の革命だ、 として、ただこの革命は特殊なブルジョア民主主義革命で、プロレタリア社会主義革命の一部であって、これを「新 というのである。

第二にこのようなことから、中国革命の段取りは第一段階としての新民主主義革命でありこの革命は五・四運動か

中国文化大革命

五. (一五)

六 ( 1六)

ら始まる。 次にこの革命の勝利のあと始まるであろう社会主義革命である。したがって、中国革命には二重の任務が

中国のブルジョア民主主義革命(新民主主義革命)を達成するとともに、すべての必要条件がそなわったときそ

りは、このために奪闘すべきであって、絶対に中途でやめてはならない。(※) 中国の革命運動の全体が民主主義革命と社会主義革命という二つの段階をふくむ革命運動の全部であること、こ

れを社会主義革命の段階に転化させること、これが中国共産党の革命的任務の全部である。共産党員の一人ひと

れは性質の異なる二つの革命の過程である云云。(②)

が、今は中国革命の対象が「帝国主義と封建主義」であったことを改めて強調しておく必要である。

というような性質を持つ。毛沢東の文章は簡潔であって無駄がないので、以上のような半ば要約するには困難がある

東がこの主敵について、 くり返しくり返し一貫して論じている。 先にあげた、「湖南農民運動考察報告」の中 で も 「農村革命は農民階級が封建地主階級の権力をたおす革命である。農民が最大の力をそそがなければ何千年もの間深(%) 「帝国主義」は外敵の問題であるから、論旨の上からさておいて、国内の革命の主敵は「封建主義」である。毛沢

主階級は何千年来の専政政治の基礎であり、帝国主義、軍閥、汚職官吏の足場であるこの封建勢力をくつがえすこと く根をはってきた地主の権力は決してくつがえせない。」「同族支配体系の封建的な(宗法封建的)土豪劣紳と不法地

こそ、国民革命の真の目的である」などといっている。 このような視点からすれば、当然辛亥革命の評価は「辛亥革命はなぜ成功しなかったのか、なぜ食の問題を解決で

きなかったのか。それは辛亥革命が清朝政府をくつがえしただけで、帝国主義と封建主義の抑圧、搾取をくつがえさ

なかったからである。」ということになる。 (3)

ける時代区分の大筋も規定した。

毛沢東の以上のような考え方は、中国革命の指導思想となり、権力奪取後の中国の歩みをも規定した。 歴史学にお

これは延安にあった憲政促進会の演説で、その当時、国民党の憲政実施という宣伝に対して論じたものである。 沢東が「法」に対してどのような考え方を持ったかについて、一九四〇年、二月十日「新民主主義の憲政」をみる。 通り「新民主主義国家」で、一九五四年の憲法公布によって、憲法下の国家という法の体制をととのえる。そこで毛 府のすべての法律・法令・司法制度を廃止するとしているので、全く新たな国家である。この国家は毛沢東がのべた さて、一九四九年十月一日に「中華人民共和国」が成立した。この国家は、法的には新国家成立の直前にひらかれ 政治協商会議における共同綱領や人民政府組織法を根拠として成立した。そして、 綱領の第十七条で、

いとることである。(33) 封建勢力にはばまれ、頑迷分子にさまたげられることになり、順調に実施しようとしても不可能である。 ない。中国の現在の事実は半植民地・半封建の政治であるから、たとえりっぱな憲法が公布されても、 世界の従来の憲政をみると、イギリスでも、フランスでも、アメリカでも、あるいはソ連でも、みな革命が成功 し、民主が事実となってから、根本法を公布してそれを承認する。これが憲法である。ところが中国ではそうで って今の憲政運動は、 中国の革命はまだ成功していず、国内では、われわれの辺区などをのぞくと、まだ民主政治という事実は すでに民主化している事実を確認することでなくて、まだかちとっていない民主をたたか かならず したが

これによると、事実がないのに憲法を作っても実行不可能である。憲法は事実が確認されてはじめて意味がある、 ع

中国文化大革命

れたあかしであるのか、憲法のもとに新民主主義が始まるのか、ということによって、憲法解釈、引いてはその他の ことは少し考えておく必要がある。つまり、五四年憲法の段階で、法は新民主主義国家体制が既に実施され、 「法」の解釈に差がでてくるからである。この差はまた路線上の差となって現れざるを得ないことになる。毛沢東は もしこの発言を持ち続けたとすると、一九五四年の憲法は民主が実現された、というべきか。この

右よりの観点を批判する」(一九五三年六月十五日)の中で がって施行しなければ、憲法条項に違反することとなる。また、この憲法草案の発言以前にも「総路線からはずれた 施行しなければならない」といっているところをみると、実体が達成できているから施行できるのであり、 「実行可能なものは書き入れ、実行不可能なものは書き入れない」「この憲法草案は完全に施行できるものであ

やはり新民主主義は達成された、と考えたと思われる。「中華人民共和国憲法草案について」(一九五四年六月)の中

ない。これでは右よりの誤りを犯すことになる。 (35) 転化したことがわからず、なおも、かれらの「新民主主義」をやり続けており、社会主義的改造をやろうとはし 部の人は、民主主義革命が成功したのちも、相変らずもとのところにとどまっている。かれらは革命の性格が

害か不明確であるという。当面の時期は新民主主義から社会主義への過渡期であり、 である。その後成立した憲法は新民主主義の憲法であるから、憲法は事実が達成されたあかしとならざるを得ない。 「新民主主義の社会秩序を確立する」「新民主主義から社会主義に向ってすすむ」などという問題提起は有 毎日毎日社会は変化している。

中国革命は人民共和国成立でもって、第一段階を終り、既に第二段階に入っていることを強調したの

といっている。

だから「確立する」のは困難であるし、社会主義への発展を阻害することになる。また社会主義に「向って進む」と

十五年を考えているのである。 ある。だから一歩一歩というのは不断の前進であり、停帯は許されない。しかも毛沢東は全部移行し終えるのを大体(%) って、努力目標であってはならない。この「一歩一歩」は、その後五四年憲法の前文、第四条、第八条に規定されて いうと、毎年進んで、十五年たってもやっぱり進むのか。 「一歩一歩と社会主義に移行する」というのはよい。それは一歩一歩と移行して最後には全部移行し終えるので また「一歩一歩」は現実に次々と達成しなければならないという具体的提案なのであ 進むというのは到達しないことなので不明確である。

いういい方をきいたが、こういういい方は現状維持の思想を反映している」とのべている。(※) 草案を第一回の人民代表大会に提出する際の提案理由の中で、劉少奇は「しばしば新民主主義秩序を強固にせよ、と だとすると、新民主主義憲法がまだできないうちに、すでに路線上の違いがでてきたこととなる。ただ、 いる。毛沢東選集第五巻(一九七七年版)では「確立する」などの提起は劉少奇路線だと註釈しているが、もしそう 五四年憲法

これはやはり極めて深刻な現状認識であり、発言であるといってよい。このような激動する社会にあって、 時点を境に、中国革命は極めて困難な第二段階の革命に入り、日日激動する状態と考えたことは明らかである。そし て「われわれの現在の革命闘争は過去の武装革命闘争にくらべてさえも、 法の制定は、多かれ少かれ、社会の現状を固定するのだが毛沢東の考え方によると、 なおきびしいものがある」といっている。 (38) 新民主主義による権力奪取の 法は長期

ちとられた成果の全人民的確認であることと、「一歩一歩」社会主義へ移行する保障、というより義務を宣言してい の安定は望めないことになるし、安定を望むのは有害だということになる。憲法はやはりその時点での権力奪取、 「社会主義」の原則は憲法の規定通り「一歩一歩」具体的に実現する義務がある。そして、具体化するのはもはや法 毛沢東がこの憲法の「原則というのは二つで、民主主義の原則と社会主義の原則」だとしている通りである。(※)

一九

ばならない。憲法とは全般的な規約であり、根本法である」という通りで、構成員は規約を守るべき 義務 を 負 う。(4) ではなくて党の政策、 (革命二段階論からくる 当然の 帰結である)従って、 一九五六年九月中共八全大会で、 劉少奇が「現在革命のあら 政府の実行の問題になる。毛沢東が「団体には規約がなければならず、国家にも規約がなけれ

るのであるが、法典化論考も、やがて沙汰止みになる。毛沢東の革命の第二段階に入った時期の認識からすれば憲法(4) 保護するにある。そこで闘争の方法も当然変化すべきであり、完備した法律は完全に必要である」という方針とは違(タ) 長期にわたって適用できる法律を制定できる」という。前年の八全大会で提唱された法体系の完備の方針は一頓坐す(祭) することは必要かつ適当である。これらの暫行条例・決定・指示の行なわれる有効な基礎の上に立った経験を総括し、 り上げることを要求するのは現実に合致しない。むしろ暫行条例、決定・指示などを公布して共同遵守の工作規範と は「中国は現在、社会主義建設の大変動期にあり、このような情況下で政府と党が短期間のうちに完備した法をつく ってくるのは当然といえる。この方針はやがて修正され、一九五七年六月の全国人民代表大会で、周恩来政治報告で しの時期はすでにすぎ去り、新しい生産関係はすでにうちたてられ、闘争の任務はすでに社会生産力の順調な発展を を頂点とする法典整備は、結局「新民主主義の秩序を固める」方向になって社会主義革命を「やり遂げる」ことはで

に対するこのような観点の極端なあらわれである。社会主義革命は「一歩一歩」と成果を確保してゆかねばならず、 ある。もし、憲法違反という適法性の問題をだせば、これほど大きな憲法違反はない。文化大革命の混乱などは、法 えば人民公社は憲法の定める地方行政機構などを変えてしまい、また文革中の「革命委員会」なる権力機構も同様で 社会主義革命、すなわち、中国革命の第二段階ということを考えると、その後の動きも理解できるのであって、例 きない。

これは憲法という規約で、合意し義務づけられたのである。法の無視といわれる現象は、実は毛沢東の理論の中では

矛盾を起さないで一貫しているとしなければならない。

を正しく処理する問題について」(一九五七年二月)にのべられている。丁度「法典化論争」が盛んであったときで では毛沢東はこのような激動期に、人々の行動の基準を何におこうとしたのであるか、というと「人民内部の矛盾

あり、これが先の周恩来報告に反映しているのはいうまでもない。行動の基準は次の通りである。ここで有名な百花

斉放、百家争鳴、

長期共存、相互監督についてのべて、

きた共同の政治的主張にもとづいて、その基準を大体つぎのように規定することができる。(一)全国各人民を 分裂させるのではなくて、その団結に有利であること。(二)社会主義的改造と社会主義建設に不利ではなくて えでは、わが国の憲法の原則にもとづき、わが国の最大多数の人々の意志とわが国の各政党がこれまで発表して わが国人民の政治生活において、われわれの言論や行動の是非をどのように判断すべきだろうか。われわれの考

社会主義的改造と社会主義建設に有利であること。(三)人民民主主義独裁を破壊したり弱めたりするのではな この指導をかためるのに有利であること。 の制度をかためるのに有利であること。(五)共産党の指導からはなれたり、これを弱めたりするのではなくて、 くて、この独裁をかためるのに有利であること。(四)民主集中制を破壊したり弱めたりするのではなくて、こ (六)社会主義の国際的団結と全世界の平和を愛する人民の国際的団

というのである。 抽象的な政治的基準であるが、 「憲法にもとずいて」の基準といっているように、毛沢東は憲法を

結をそこなうのではなくて、これらの団結に有利であること。この六ケ条の基準のうち、もっとも重要なのは社

会主義の道と党の指導の二ケ条である。(4)

中国文化大革命

はっきり意識した上での提言である。

定することはむつかしい。これはしかし、かなり自然な考えであって、そもそも激動中の社会では法の固定は無理で 五四年憲法が自らいうように過渡期の憲法であることからくる一つの必然であろう。一方で日日新たに革命を継続し、 なくて権力そのものに頼らなくてはならない。そうなればこれは法の支配でなく、 時期の枠でみた場合に、法が一面的な機能しか果せないということであれば、日常的・恒常的な秩序維持は、法では かどうかはまた別である。文化大革命は毛沢東の考えと現実の状況との乖離であった)。このように、 発展をあともどりさせないという面が強調されたことになろう(しかし、毛沢東の考えている通り、 立法過程がこのことに類似している。新体制の中国社会の発展の中で五四年憲法をみるとき、法の機能はしよせんは 維持し、 あり、激動中にありながら、一つの権力が全局を動かす力を持っている場合、まず権力的な命令などによって体制を 確保するという面もある。毛沢東によれば、五四年憲法は、もしくは中国革命の第二段階に突入した時期における法 一方で権力支配を維持しなければならないという状況は、やがて起る文化大革命の混乱の一つの姿でもあった。 法の機能にはもちろんかちとった成果を確認するというものもあるが、現状を固定し、それによって人々の権利を 一方でかちとった成果を守り、一方で社会主義への変化そのものを具体的に義務づけているものなのである。固 かなりの時間の経過の上で全体的な法が生れる。いってみれば歴史的にも王朝の交替、新王朝の発足の際の 権力の支配にならざるを得ない。 社会が発展する ある歴史的な

共産党は、

圧迫という中から、現実の社会をとにかく救はなければ文字通り実際に死をまつばかりという凄じい状況があった。

この現実に対処してきたのであって、飢えかつ圧迫された人びとは現実を救う政策、とにかく生かしてく

元来、中国革命を引き起して来た社会の現実は、先にみたような旧社会の呪縛のもと、

日本の侵略、

蔣介石政府の

う実践の方法の系統化、 問題が多い。そのために「調査せよ」とか「経験を総括せよ」とかが強く主張される。この意味ではすぐれて現実対 れる政策を求めたのである。毛沢東の著作をみると、毎日起ってくる事態に、いかに適切に対処するかという具体的 しているのと類似する。古代の権力は、法家の実践を系統化し、理論づけるのに儒家を用いたが、毛沢東は現実を救 処主義であって、まぎれもなく法家的である。前にあげた例をいえば鄭の子産が「とにかく現実を救いたいのだ」と 理論づけをマルクス・レーニン主義に求めたのである。

## 文化大革命の一側面

国以来の若干の歴史問題についての決議」の中で総括している。 (領) さまざまのものがあろう。これは中国の人びとにとっても同じであろうが、現在の時点では一九八一年、六月に「建 次に文化大革命についてであるが、この大動乱の複雑な全貌をあまさずにとらえるのは困難であるし、

尾に掲げてある年表は、多くの研究によるものであるが、大体が公式的発表とみなされる事実が中心であり、そうで 問題を残しており、今後の中国近代化にとっても少なからぬ影響を与えると思われることをのべてみたいと思う。末 以下にのべる所は、 旧社会の重圧、すなわち先にのべた「呪縛」の体制の重圧が文化大革命においても容易ならぬ

には注意したつもりである。年表は、はじめにのべたように文革の事実経過の補足の意である。 ろうが、材料の点など含めて、目下整頓する能力は私には不足している。「李一哲」大字報などは特別の例示で、そ ない事実もある程度含まれる。また、何億枚はられたかわからない大字報は、資料として重要なものも含まれるであ の名誉回復については公式に発表されているものである。ただ、解釈や評価は別にしても文革の事実上の大きな流れ

中国文化大革命

ない」問題の根元を人々の世界観・意識に求めたのが文革であるが当然複雑極まる問題を含んでおり、 い」という問題である。社会主義革命中だという認識については或は指導部の一致はみられるかもしれないが、社会(%) に思える。 八日の「プロレタリア文化大革命についての決定」(略称十六ケ条)からである。むろん、ここに致る経過があるわ 主義革命の具体的段取りということになると、中国社会の現実を無視してはできない。「社会主義改造をやろうとし 文革が党中央の方針として明確に打ち出されるのは一九六六年五月十六日の「通知」であり、 五三年にすでに毛沢東のいう、 根元的にはやはり中国革命第二段階、即ち社会主義革命の進行中であるという毛沢東の認識があるよう 「なおもかれらの新民主主義をやり続け、 社会主義改造を やろうとし な また三ヶ月後の八月 中国のように、

上の基本文献などが記されている。当面の目的については、 段階において、 十六ケ条は、毛沢東が起草したといわれるもので、文字通り十六ケ条の内容を持っており、社会主義革命の新たな 資本主義の道を歩む実権派を闘争によってたたきつぶし、ブルジ『ア階級の反動的学術「権威者」を批判し、 一、基本問題と当面の目的、二、文革推進の具体的方法上の原則、文革推進のための組織、 四

本綱領であった「十六ケ条」についてみてみよう。

封建地主を倒して、また百年来の大動乱を経過してきた直後の新社会においては特に複雑である。そこで、文革の基

ところが、このような改革を行わねばならない根元について、 済的土台に適応しないすべての上部構造を改革して、社会主義制度の強化と発展に役立つようにすることである。(祭) . ジョア階級とすべての搾取階級のイデオロギーを批判し、教育を改革し、文学・芸術を改革し、 社会主義の経

ブルジ『ア階級はすでに打ち倒されたとはいえ、かれらは搾取階級の旧思想・旧文化・旧風俗・旧習慣によって

大衆をむしばみ、人びとの心を征服し、何とかかれらの復活の目的をとげようとしている。(8)

というのである。さらに第九項で文革の権力機構として文化革命委員会、文化革命代表大会にふれたところで

はじつに長い長い時間をかけなければならない。 プロレタリア階級が過去数千年来すべての搾取階級の残してきた旧思想、旧文化、旧風俗、旧習慣とたたかうに

的行動である」といったことからもわかる。 条」で「四旧」を破ることを認めており、「この四つの旧いものをうち破るには家宅捜索を必要とする。それは革命 根ざした問題であったというべきである。四旧が核であったことは、紅衛兵運動の主張が当初そもそも「四旧」反対 派のこととならざるを得ない。それはかつて農民を地主打倒に向わせたと同じ困難さがある。文革が、新民主主義体 あった。「十六ケ条」によると、ブルジョア階級制度のなきあとのブルジョア階級とは「四旧」と一体となった実権 体制に入り十七年になっても「四旧」は深刻な問題であり、中国革命遂行上、どうしてもとおらねばならない関門で 体的迫害について、 江青の法廷における主張は「合理的・合法的で犯罪にならない。」といい その根拠は、「十六ケ であったことからもわかるし、例の四人組裁判の過程で、江青による劉少奇夫妻に対する批判、闘争、家宅捜索、肉 制下の路線闘争、或は権力闘争であるということは誰しもいうことであるが、十六ケ条の核は実は中国社会の歴史に 東の「四つの支配」の体系に他ならない。「四旧」一掃の運動が文革の目標の核になっているのである。新民主主義 といっている。ところでこの「四旧」(旧思想・旧文化・旧風俗・旧習慣)の実体は何かというと、先にふれた毛沢(5)

表は大会の許可なく逮捕・裁判をうけない」という規定を持ちだすと共に「十六ケ条」のどこにも「家宅捜索」など(3) もっとも四人組裁判という特別法廷では、検察側は、江青に対して「全国人民代表大会組織法」三十条の「人民代

中国文化大革命

き)という、非法律的行為に対して法上の論理を持ちだしているわけで、次元の違う認識を示したわけである。江青 先にのべておいた毛沢東と法について一部触れておいた通りで、社会主義実現に向けての革命的行動は規制できない、 がそれも含めて「合法的」といっているのは、当時の中国の法の一つの性質を物語っている所もないわけではない。 はなく、責任は法上まぬかれないというものであった。革命(四人組の行動が「革命」に値したか、どうかはさてお

という解釈が江青の場合もあるかもしれない。

が現実に心配であったためである。また一九六三年の「前一○条」で「打倒された地主・富農分子は、八方手をつく ったか。孫文が一九二四年の段階で民権主義は皇帝と権力を争うことだといっているのも、旧体制の復活、皇帝復活 たが、これも結局、三民主義を唱える蔣介石によるところの、どの王朝にも負けぬ専政支配を生みだしたのではなか らも旧体制におち込んで失敗した。また辛亥革命はブルジ『ア民主主義という異質の価値を主張し、伝統王朝を倒しらも旧体制におち込んで失敗した。また辛亥革命はブルジ『ア民主主義という異質の価値を主張し、伝統王朝を倒し とは異質の価値基準を持ちだし呪縛に立ち向ったという衝撃的な運動で、そこに革命的な意義がある。しかし結局自 いうのは中国革命の宿命というべきもので、過去にも例がある。それはまず太平天国運動である。この運動は旧体制 して幹部を腐敗させ、指導権を奪いとっている。一部の人民公社、生産隊の指導権は、事実上かれらの手に落ちてい ところで、「四旧」というような旧体制のイデオロギーが、革命後十七年たってなお深刻な問題になっている、と その他の機関の一部にも、 われらの代理人がいる」というのも同じような発言である。前一〇条の右の言葉をブ

毛沢東は「十六ケ条」の決定では「かろうじて半数を獲得した」といっているが文革の方向に十分な自信を持って

ジョア階級とおきかえればそのまま「十六ヶ条」の先に引用した部分となる。

いたわけではない。 「十六ヶ条」の会議の閉会の言葉では、

今度の決定が、結局正しかったかどうかは今後の実践をみなければわからない。(85)

といっているし、また、その年の十月に

衛兵、大交流、こういうことを誰が予想しえただろうか。その結果、各省市とも大さわぎとなった。(kī) 文化革命はやっと五ケ月である。少なくとも五年はやらないと経験を得ることはできない。一まいの大字報、 民主主義は二十八年間かかって多くの誤りをおかし多くの人が死んだ。社会主義革命は十七年間やった。 しかし

オで放送されると、全国が大騒ぎとなった。諸君は関門を越えられないでいるが、私もうまくこえられない。 極めて短時間に、それほどすさまじい勢いでもりあがるとは、私も子想してなかった。 北京大学の大字報がラジ 諸

といっている。

また

君はあせっているが私もあせっている。

任がある。大字報、紅衛兵、大交流、というようなものがこんな大きな事を引きおこすとは私は予想もしなかっ(8) ××〔少奇〕同志や××〔小平〕同志を全面的にとがめることもできない。 彼らにも責任はあるが、 中央にも青

会」という形の権力中枢が各地に生れて混乱収拾の努力が続けられる。しかし、各地の武闘は激化の方向をたどり、 といっている位である。その後六七年の一月に上海での奪権があり(「一月の嵐」という)、それを機会に「革命委員

さまらないのであって、毛沢東や党の絶対命令がきかなくなっているという、危機的情況は進行する。この期間には 表現してある。ところがしばしば武闘中止(「十六条」もそういっている)をいいながら、 六八年の一○月に劉少奇除名の決定がでて、一応のしめくくりをつけた形となった。この間の経過は年表にある程度 劉少奇除名後も 武闘はお

二七(二七)

中国文化大革命

関法 第三三巻 第一

つは「血統主義」ということである。

さまざまの局面で、実に多くの問題があると思われるが、今の問題に則していえば、一つは「奪権」ということ、一

う面は極めて稀薄である。一体中国における「官僚」とは何か。やはり毛沢東の発言でこれをみ て みる と「官僚主 義・命令主義・法律規律違反に反対しよう」(一九五三年一月五日)の中で、(8) 問題になるわけだが、官僚制そのもの、もしくは官僚機構そのものが生みだしてくる諸問題についての理論的闘争と ことであり、一つは、従来の機構そのものを破壊したことである。役人の批判・追放は必ずしも機構の問題に結びつ くものではないが、これが両方起ったので、大きな混乱が生じたことは当然である。ここで「官僚制」ということが 先ず、奪権は権力奪取であるが、二つの面があり、一つは従来の幹部、役人を批判して権力のポストから追放する

官僚主義と命令主義とは目下の大問題であるばかりでなく、これからの長い期間にわたっても大きな問題となろ その社会的根元についていえばそれは人民に対する反動支配階級の反動的作風(反人民的、国民党の作風)

の残りかすの、わが党とわが政府内におけるあらわれである。

のやり方によっている。とくにあとのものは、恒常的な確実な財源である」という通りのものである。そもそも一般 沢東のいうように「知事とその補佐役がふところをこやすのは」、「民・刑事訴訟のうえで白を黒としてのゆすりなど 社会の役人の姿であることが示されている。旧社会の役人は人民などは虫けらのように思い、収奪をこととした。毛 るが、この「官僚主義」を右の「人民に対する反動的作風・国民党の作風」とおきかえると、三反の対象がまさに旧 この官僚主義対する発言の中で、三反運動にも触れているが、三反運動はそもそも一九五三年に行われ、 内容は国家機関要員(官僚・役人・幹部)の「汚職」・「浪費」・「官僚主義」に反対するというものであ いわば革命

役人が尊大であるのは昔からのことでとりたてて腐敗したという程のものでなく、あたり前であった。毛沢東が官僚 であり、さからうことなどはできぬ存在である。「太陽は西からのぼらない」わけである。そして常に命令を下す。(&) 主義と命令主義をセットにして論じているのは当然である。革命直後の若々しい希望に満ちた新国家がこれから始ま の人民にとっては役人ははるかに高い存在であり、別世界に住む支配者であった。人民にとっては役人は権力の権化

むしろ当然と考えていたという事情があったとしなければならない。 社会の役人の体質を持った幹部がおり、党にもこのような「官僚主義」があって、彼らの行為が彼ら自身気がつかず、 地方でも同じであり、解放直後、巨大な行政機

つまり権力の腐敗が生じるような時期とは思われないときに「三反」運動が起るのは、こうした旧

ろうとする時期、

構を掌握する人員も不足し、国民党の役人も使わなくてはならない。となればなおさらである。一九六七年の時期、

「奪権」に関

主義の残りかすや、修正主義の芽が頭をもたげてくるのは目にみえており、こんどのような接収という事態はさ われわれのこの政府は、 構成されたもので、労働者や農民が決起して革命をやり、政権を奪い取ったというものではない。これでは封建 かつて少数の幹部を派遣して上層部をおさえ、下の大多数は国民党政府の官僚を留用し

けられないことだった。十七年前、全中国を解放した際、奪権闘争を完全に行っておらず、とくに資本家に固定

利子を与えるなどのいくつかの残存権益を残したことは、不徹底な措置であった。(3)

の幹部は普通の勤労者であって、人民の頭上にのさばる旦那ではない」という「旦那」はまさに官僚主義である。こ(4) といっているのも役人の性質を示している。対ソ連党批判の第九論文(一九六四年七月十四日)にも「わが党と国家 のような傾向は「三反」でなくならないばかりか、根強く生き残ることとなる。「われわれの一部の幹部はえらい役

二九

れば民衆にもなる」というスローガンが掲げられたのも、同じ線で理解できることである。(66) 人になり、」「いばってものごとを大衆と相読せず、人を罵倒したがり、平等に下級や大衆に対処できない」とか「解(66) われわれはひどく大衆からはなれてしまっている」とかも同じことである。また文革中「役人にもな

ば表明されている。これは一九八〇年の北京周報の論文「官僚主義とどのように闘うべきか」の主張であり、(ᠪづ) 後のかような論調は枚挙にいとまがない位である。 あり、小生産者の思想と習慣の力を改める思想革命であり」、 特に「特権を批判しなければならない」ことは しばし とがらである。 に破壊活動に反対するという一打を加えなければならない。それは現在でもなお引き続き問題とされねばならないこ らず続くのであって、一九七〇年、一月には「一打三反」運動が行われる。文化大革命の傷あとは、 このような官僚・役人・幹部の大群は則ち資本主義の道を歩む実権派であった。この問題は劉少奇打倒の後も相変 官僚主義は「封建主義の害毒の表れ」であり「官僚主義の克服が封建的害毒を一掃する厳粛な闘争で 三反の上にさら 四人組

沢東は許可せず、結局「革命委員会」となった。この後各地に革命委員会が生れて事態の収拾に向うことになるのだ(8) なく、しかも、文革の指導グループ、後の四人組や林彪のグループがすでに特権化していたのでは如何ともし難いこ が、当時の極左派は革命委員会の成立は不満であり、資本家の当面の総代表として周恩来を攻撃したりしたのである 政府主義的主張がひろまっていたこともあると思われる。上海の奪権は当初「上海人民公社」の設立であったが、毛 壊した。これは当時の奪権という未曽有の運動に対して中央の方針が定まらなかったというべきであろう。 (一九六七年、 奪権は、中国の官僚主義を攻撃したこともあったが、役人風をふかす個人を追いおとす行為が、機構そのものを破 「中国はどこへ行くのか」省無連)。 だが 結局革命委員会は最終的には権力機構であることに変りは(gc)

とである。

動なら子は大馬鹿もの」ということについてである。中国の人々には「檔案材料」と摘する一種の身上調書が各個人動なら子は大馬鹿もの」ということについてである。中国の人々には「檔案材料」と摘する一種の身上調書が各個人 次に血統主義、もしくは出身主義についてのべよう。すなわち、一時いわれた「親が英雄なら子は好人物、次に血統主義、もしくは出身主義についてのべよう。すなわち、一時いわれた「親が英雄なら子は好人物、 親が反

入れられて各機関に保管され、一生ついて廻る。その中に「家庭出身」(家庭の出身階級)とか、「本人成分」(本 について存在する。これは本人が書いたもの、組織が書いたもの、さらには本人に対する投書まで含まれ、檔案袋に

出身が悪いと、 人の階級所属)というものがあって、家庭出身が重視され、人生のいくつかの節目で大きな力を発揮することとなる。 学校に入れなかったり、結婚ができなかったり、幹部になれなかったり、という具体的結果を引き起

(3) では「わるい」出身階級にどんなものがあるのかというと「黒五類」といわれるもので、⑴ 反革命分子 (4) 悪質分子 (5) 右派分子(ブルジョア分子ともいう)である。憲法上の用語としては必ずしも(グ) 旧地主 (2)旧富農

すわけである。

右と同じでないが、反革命分子、悪質分子、改造されていない地主、富農、反動資本家が一九七五年憲法十四条にみ 一九七八年憲法十八条では右の五種に加えて新生のブルジョア分子がつけ加っている。「新生のブル ジョ ア 分

名というべきものであって、事実上本人のみならず、檔案袋に入れられるからには、家族にも影響を与えることにな 子」は、党第十期三中総で、四人組の一人王洪文につけられたレッテルでもある。これらのレッテルは、

また、文革当初、紅衛兵組織は「黒五類」の子女を排除していた。こうした出身による差別に対して反対の声があ

がるのは当然であろうが、一九六七年二月に「中学文革報」にのせられた「出身主義を論ず」という一文はかなりの

中国文化大革命

影響を与えた模様である。それによると、

制度をつくり出し、人と人との間に新たな抑圧を生ぜしめようとはかった。 出身一辺倒主義者は(省略)改めて社会主義制度下に新しい衣で偽装した特権階級や、さらに反動的なカースト

と出身主義を批判した。賛成論も勿論多く寄せられたが反対派、つまり血統派も勿論あったわけで、次のようにいう。

者につきることのない労働力を提供するための組織単位である。その場合、親の現状がしばしば子供の未来とな 血縁関係を自然的基礎とした家庭は、搾取階級の側からいえば財産占有権と財産継承権の組織形式であり、 一体どうして出身階級は問題とするに足らないなどと考えるのか。(28)

配するものとされるもの、との攻守所を替えただけで、血統重視の考え方そのものは同じように続く。紅五類 血統派がのべるところは、 旧社会の家庭そのままであることが興味を引くが、血統論は、 一種の宿命論であって、支 (1)

革の主導権をにぎったのであるが、結局、四人組と同じで一種の特権集団となってしまった。特権ということはさら はり旧社会以来の家族の結びつきが異常なまでに強い、ということがある、といえる。血統派は革命派であって、文 て結びつき、反血統論者は階級消滅論だということになるわけである。このような主張が行われる背景としては、や を論ず」の筆者は反革命として銃殺されたという。血統論はあきらかに宿命論であるが、それが階級分析論と誤まって。 うか」といっている。しかし、現実には檔案材料という制度を廃止する意思はなかったし、それどころか「出身主義(ど) 性を含んでいる。 労働者 いうことになる。 (2) 貧農下層中農 官僚主義や、四人組の特権は人民の恨を買ったが、血統論はそうした特権を合理化する理論的可能 結局のところ、中央は血統論を否定するのであり、毛沢東も「いったいわれわれの出身がよいだろ (3) 革命幹部 (4) 革命軍人 (5) 革命烈士軍属)の子女は当然に傾向はよろしい、と

に次にのべるところであるが、官僚主義にしろ、血統論にしろ、その根元には中国旧社会の惨たんたる歴史の重荷が

おこう。一九七四年四月に発表されたのが定稿というべきもので、当時日本のマスコミに登場せず、むしろヨーロッ あることは間違いない所である。 上に、林彪・四人組の特権ということを説明ぬきでふれたが、今これらと関連して「李一哲」大字報に若干ふれて

なかで、反潮流、 案提出事件を契機に、張鉄生を「反潮流の英雄」として宣伝し、八月の第十回党大会では王洪文は党規約改正報告の をとげ、七三年には鄧小平復活があり、一応国家安定に自信を持ったようにみえる一方で、八月には張鉄生の白紙答 パで有名になったものである。一九七一年に「林彪事件」が起り、 党の一元的指導という文革路線を強調した。十二月の黄帥の事件も同様な方向であり、 内外を驚かせたが、七二年には中国外交は大転換 国内は緊張

イ・ハオ、ルネ・ピエネの解題つきの大字報がわが国で飜訳されている。李一哲は結局投獄され釈放されたのは一九(で) していたようにみえる。この頃「李一哲」大字報が記されるのである。李一哲は、李正天、陳一陽、黄希哲の三人共 同執筆のペンネームであるが、題して「社会主義の民主と法制」という。 一九七七年にパリ大学東亜問題研究所、

勢力が形成されてきたことをのべている。また、張鉄生なる白紙答案の英雄を攻撃している点、林彪体系をなつかし んでいるものがある、と攻撃した点、などは当然四人組を指すとみてよい。林彪体系に名を仮りた現状批判であり、 批判をかりながら、 李一哲は林彪の思想傾向を「林彪体系」と呼び、林彪体系が確立する途上で「文人」の既得利益 主張の核心は「礼治でなく法治を求める」というものである。

この文章の細部につき説明する余裕はないが、

文革批判であった。この林彪体系が具体的に日常に表われる形は抑圧、 独裁、 裏口利用、 特権、 罪状デッチ上げ、私

 $\equiv$ 

的監獄、体刑などで、その横暴が極点に達し、反対するものは全て監禁され、広州市では四万人が犠牲になった、 ع

いう。 日常化しているのは、 済的特権に変え、さらに家族、親友にまで限りなくこれを拡大し、特権の交換を行い、「裏口」の類のルートを 今、特権についての一部分をのべると 一部の指導者が党と人民によって与えられた必要かつ特別な配慮を膨張させて政治的、

革命事業の後継者は天才の家族の子弟から選ばれるのか、それとも階級闘争の中から選ばれるのか。(②) 族」集団および勢力を育てている事実である。 (7)

セクト主義の組織路線を行い、人民の利益と異り、人民の利益と相対立する「新 しい 貴

かつまた彼らの私利をめぐって事業の社

会主義の方向を変え、

通じて自分達の子弟に政治・経済における事実上の世襲的地位を与え、

そして、これらの情況の根元につき、 から脱して、直接、社会主義に入ったものであり、二千年以上も続いた封建統治はそのイデオロギーに深く根を 林彪体系の出現は、 中国社会の歴史的条件によって決定されたものである。 われわれの中国は半封建・半植民地

隊を袁世凱の北洋軍閥のような軍隊にした。 降ろしている。旧民主主義の時期はおろか新民主主義の時期においても、壊滅的打撃を受けなかった。 的にわれわれの党を君臣父子の党にし、われわれの国家を封建的社会ファシズム独裁の国家にし、われわれの軍 ははっきりとみてとっている。彼らが天才史観から出発し、あのような「体系」を実施したこと、これが現代の の独裁専行の悪習は、 「礼」であることを。 大衆のみならず、一般共産党員の頭の中に深く根をおろしている。 彼らはこの「礼」をもってきて党を「治め」国を「治め」、 軍を「治」めた。 (省略) いまや人びと これは必然 封建時代

という。李一哲は現在の体制を「礼治」であると断じ、 彼の大字報は党中央まで持ち込まれ、 反革命事件として処理され、 翌七五年四月に「『社会主義の民主と法制』 「封建的社会ファシズム」であると断じたわけである。

の

問題に答える」という大字報を張り出して以後、消息をたち、四年後一九七九年に名誉回復が行われた。この大字報

にいう主張は、多くの部分現在の四人組評価と相い通じている。

「四旧」反対、走資派反対、奪権、官僚主義反対、

血統論、

林彪、

四人組の特

以上のような文革の経過をみると、

ある。 のは、 権化、 そもそも毛沢東自身、権力をにぎったあとも文革を発動し、その他あれほどまでに「意識」の革命を重視した 旧社会の価値の基準とその支配の凄さをみていたからではないのか。ところが、毛沢東が晩年自己を絶対化し といった文革の重要な諸問題の根本に一貫して、中国旧社会のイデオロギーの刻印が見られることは明らかで

官僚主義をあれほどいましめた毛自身が官僚主義の最大の人物になったことになる。また四人組は文革派或は理想派 林彪の天才論を許し、独断専行したとの批判が事実であれば、毛沢東は年来の主張と反対の行動をとったことになる。 と呼ばれることがあるが、彼ら自身の独断専行、 特権拡大、法無視は、もし野心でなくほんとうに理想を求めていた

あればこれは毛沢東の晩年の変貌した行動とは質的に違う。毛沢東の変質は中国社会の現実と深くかかわっており、 ある意味では呪縛の体制の残存物が毛沢東をして独断専行に追いやってしまったといえる。野心家と同一には論じる

とすれば、新らしい施策を、もっとも古い形で行おうとしたことになり、しよせんは破綻する。もし彼らが野心家で

ことはできない。

現在の指導部は四つの現代化を目指して努力しているが、以上のような旧社会のイデオロギーをどのように克服す

るかはやはり深刻な問題であろう。毛沢東のような大革命家の晩年の誤りが毛沢東個人の主観的願望とかかわりなく

.

生じる変質であるなら、実に恐怖すべき現象であるからである。

### 田 文化大革命の後

その結果「社会主義の民主主義は封建的専政とファシズムが結びついた化けものに代っていた」と論じた。すでに党 批判も系統的になってきた。それと同時に、 困難な事業にとり組み始めた。 天安門事件がおこり、最後に四人組が逮捕された。不安にみちた一年であった。中国は十年に及ぶ文革の清算という かをみてみることとする。まず官僚主義について、「官僚主義とどのように闘うべきか」という人民日報論文は、第 と国家は文革時期の法の無視、秩序の無視の反省から、法体系を整備する方針を打ちだしていたし、文革特に四人組 「回顧と展望 九七六年は新中国にとっては異常なできごとの多い多難の年であった。周恩来・朱徳・毛沢東と相ついで死亡し、 中国の社会主義法体系」と称する一文をかかげ、その中で文革中、法がほしいままに無視されたが その経過もまた曲折があるが、 今は先にすすんで、 一九七九年一月に、 北京周報は 封建主義反対があらためて登場してくるのである。今、それらのいくつ

義はこうした状況のもとで、いっそうひどくなり、今日にいたるもなお効果的に克服されていない。(※) りカスがひそかにはびこり、社会主義制度の強化発展を妨げるにいたった。 ギーの影響の重大性に対する認識が足りず、残された害毒をとり除く闘争が不十分であったため、 封建的家父長制の思想、習慣の力はわが党の政治生活に深く影響している。建国以来、封建主義的イデオ (略)幹部の隊列にみられる官僚主 封建的な残

にそれは「封建主義の害毒のあらわれ」であるとし

中国では封建社会の歴史はとくに長く、われわれの社会主義社会にその痕跡が残るのは避けがたい。

八〇年九月の第五期全人代第三回会議の華国鋒演説は「官僚主義の克服と政府活動の改善について」という一項目を 「官僚主義というのは長い歴史を持つ社会現象である。」として旧社会の弊風 の 残存のほか、 制度上の不備に

論及しているし、また人民日報は

会的生産力を大いに発展させて人びとを小生産者の視野からぬけ出させる必要がある。(数) するには当然より大きな力がそそがれねばならない。その上根本的にいえば、封建主義の影響を一掃するには社 中国の封建主義イデオロギーがヨーロッパのそれよりはるかにしたたかな以上、中国のプロレタリアートが完勝 四人組の反動思想体系の核心は数千年の封建帝国と蔣介石王朝の廃墟から生れた典形的な官僚専政主義である。

などといい、個人崇拝に関しては「原因の所在」として

世主」にゆだねるところにある。農民は心から「救世主」をたたえ、開明的な名君の出現を願い、しかも敬けん な報恩思想をもっている。これがわれわれの社会で個人への権力の過度の集中の集中が行なわれるのを支えた広 と気質が大海原の如くわれわれを包囲している。農民意識の特徴は自らの運命を握ることができず、つねに「救 践の観念、上下の区別、家父長的態度は日常生活のいたるところで目につく。また小生産者、とくに農民の意識 封建思想が幅広く存在し、社会生活の隅々にまで浸透し、ほとんど生活習慣となったものすらある。たとえば貴 わが国は長期にわたる封建制を経てきた上、半封建半植民地から直接社会主義社会に移行してきたこともあって、

とする。 は常に権力の「異化」現象の起る可能性が存在すると断言できる。(8) 特権についていうと、八〇年二月に党は「党内の政治生活に関する若干の準則」(8) を制定し、封建思想、 ブル

大な社会的基盤である。封建思想が残る限り、また小生産者意識が徹底的に改造されない限り、

われわれの社会

三七(三七)

ジ『ア思想からくる主権主義・官僚主義・独断専行・特権思想に警告したが、さらに、この準則を国家機関でも実行

するためには、封建的観念の一掃に注意しなければならないとし、人民日報は

便宜をはかっている。こうした特権乱用の悪傾向は準則ではっきり禁止されている。(8) わが国では、 族の問題を処理する場合に目立つ。一部の幹部は不当な手段で、親族の進学、就職、 封建制度はくつがえされたとはいえ、封建思想の影響はまだ深く広く残り、とくに多くの幹部が親 昇級、外国への派遣などに

と主張した。そしてその模範は周恩来である。また経済建設の分野でも、資本主義的発展をとびこえて、

中国とソ連の社会主義への過程で経済的土台にも上部構造にも重大なマイナス作用を及ばした。 中国にあったのは百年にわたる封建的色彩のきわめて濃い官僚買弁資本主義だけである。 封建主義という重荷は

中国では所有制を共有にすればするほど役人風が高くなるといえよう。これはもう法則になったが、 中国経済活動における封建主義の遺物のいま一つのあらわれは、かなり深刻な官僚主義である。

封建主義の遺物による影響はわが国の社会主義制度の優越性の発揮、 病的な法則であって、正常な社会主義的生活法則では決してない。 なっている。 なかんづく最も重要なのは、 封建的家父長制と官僚主義である。(※) いわゆる役人風はすなわち官僚主義である。 四つの現代化の順調な実現にとって大敵と

この他、 政治生活や現代化のための障害、四人組批判に封建主義を重大な原因と考える主張は枚挙にいとまがない。

そして、

ア思想で反対することだけを強調し、封建主義思想にたいする批判をなおざりにしてきた。 (8) 封建主義の余毒と思想的影響はまだ一掃されていない。長年われわれはこの点に必要な注意を払わず、 ブルジョ

ての十分な見きわめと警戒心に欠いていた。(%) 封建主義社会の痕跡と封建主義思想の社会生活、とくに党内生活に及ぼす影響および封建主義思想の浸蝕につい

史の重荷を負った中国社会の現実がなせるわざであって、個人の性格の問題ではなくなる。 び言及したことではなかったのか。毛沢東の主観的意図とは全く別に、文革が四人組を生みだし、専政政治を生みだ そうである。毛沢東もたびたび「官僚主義」に言及したのではなかったか。権力の「異化」、変質 も 毛沢東がたびた などという主張がある。一九八一年の「建国以来の若干の歴史問題についての決議」での総括の中にも文革の原因の を十分払わなかった、というが、文革の核は「四旧」反対ではなかったのか、少くとも「十六ケ条」を見る限りはは 一つに封建主義をあげている。しかし、ここで一つの疑問がやはりある。封建主義に対して警戒心を怠ったとか注意 特権を生みだし、礼治を生みだし、毛沢東自身を昊天上帝にしたのであれば、これはもう、呪縛の体制という歴

() おわり

に

八四〇年のアヘン戦争以来、

中国の権力は動揺し、苦悩にみちた近代を歩みはじめるが、その中で体制の変革を

ている。新中国になってからも、すでにのべたように、直ちに「三反」であり「四清」運動であり、文化大革命であ を打ったのであるが、 がそうであり、辛亥革命がそうである。毛沢東のひきいた共産党はかかる状態を所有制を変えることによって終止符 求める運動は、 「一打三反」運動である。文革は国家を崩壊の瀬戸際にまで追いやったと思われるが、それでもいまなお「封建 旧中国社会の呪縛という厚い壁に会い挫折してきた。太平天国がそうであり、 制度が打倒されたのちも、中国旧社会は頑強に生き残っており、 中国革命の大きな困難となっ 清末の洋務派・変法派

三九(三九)

中国文化大革命

中国の人びと自身が封建主義を意識せずに封建主義の要素を持っている、という深刻な問題を内包しているのではな 主義」への警戒がかつてない程に主張されている。なかんずく、封建主義反対をなおざりにしてきたという指摘は、

いだろうか。

もしれない。文革がなければ封建主義の呪縛は、中国社会主義制度をほんとうにいつのまにか乗っとったかもしれな 文化大革命はさらに怪物の正体をさらけだしたのではないか。なるほど文革中、個人にとってはとり通しのつかぬ運 物はより鮮明に人びとの目に写しだされたはずである。人民の政府、人民の幹部、人民の指導者がいつの間にか旧社 とである。しかし、歴史という非情な見方をすれば、文革は二千年の呪縛に止めをさすための教訓を今後に残したか 命のもと迫害をうけ非業の死を遂げたものもあった。これらは二十世紀のまれにみる非劇であり、 は皇帝なき中国の存在の可能性を示し、新中国は「天地を覆えし」「太陽が西から昇る」こともあり得ることを示し、 を示し呪縛の体制に大きな穴をあけ、 とすれば政策面で或はもとにもどるような面が起ったとしても、以前と同じではない。太平天国は異質の価値の存在 会の役人となり、 である。経済調整や責任制といったことはかつての劉少奇路線を復活したようにみえる。しかし、歴史は単純にもと よう」と、 現在の指導部は社会生産を引きあげること、法体系を作りあげることなどによって、「社会主義の文明を作り上げ ひいては社会の発展に十年の手痛いブランクがあったかもしれない。しかし中国のしたたかな「封建主義」の怪 している。その中で政策を文革以前にひきもどしているようにみえることがあり、経済政策では特にそう 少なくとも文化大革命という未曽有の十年の動乱があった。そのため、経済建設をはじめ、 特権をふりまわし、命令し、専政的支配を行った、ということを中国の人びとは知ったはずである。 洋務派や変法派はヨーロッパという異質の文明の存在を現実と認め、 あってはならぬこ 学術 の発展

とみるにはあまりにも複雑な問題を含んでいる。一八五○年の太平天国に始まる呪縛への挑戦は激動の百年を経過し、 るときに文革は、中国の重い歴史そのものが生みだしたものといえる。文革は単純に指導者の誤りによる深い傷だ、 は単に一つの政策がよかったが、わるかったか、とか起らない方がよかったとかという問題ではない。 い。長い歴史からみると文革は中国の近代化にとって避けることのできない必要な時間であったかもしれない。文革 中国革命をみ

今もなお続いている。 (一九八二・一〇・一〇)

1

2 革は一面でますます深まる様相を帯びていた。従って資料などは偏していたが、いわゆる「十六ケ条」はとりあげた。「十 外交の転換があり、中国は危機を克服して一応の安定をとり戻したようにみえていたが、鄧小平氏復活はまだわからず、文 当時の中国での状況は一九七一年、九月の衝撃的な林彪事件のあと、七二年二月、米・中共同声明、九月日中共同声明と

奥村郁三「東洋法制史学の現状と課題」昭和四八年、第四五巻四号(一九七三、四月)七〇頁以下。

六ヶ条」は今回も後でとりあげる。

- 3 昌県を管し、 異であるが、行政的官文書だけでなく、唐代敦煌に存した諸目録の示す四部の書の姿は、中国文明の教化の徹底さを示すも 村における図書の所蔵であることを考えると、ことがらの示す深さをみることができる。 のである。征服地における物理的支配を超えた、全面的な中国文化の侵透であるといえる。唐代沙州・敦煌郡は敦煌県と寿 居延漢簡とか西域発見の漢簡や唐代の官文書の内容は時代の古さとはるかな辺境という地域を考えると、やはり一つの驚 合せて四二六五戸、人口一六、二五〇であったが(新唐書・地理志)、 辺境のこのような小規模のオアシスの
- (4) 一九五四年中華人民共和国憲法第三条、七五年憲法第四条。
- (5) 滋賀秀三「中国家族法の原理」一五頁。
- 6 奥村「中国における官僚制と自治の接点― -裁判権を中心に----」 (法制史研究一九所収)
- 7 内藤湖南「支那論」(一九一四、大正三年)、内藤湖南全集第五巻、二九七頁。
- 8 洪仁玕「太平天日」太平天国史料(一九五五年、中華書局)一〇、 (一九七六、岩田書店) に訳文あり。 一一頁所収。 西順蔵編、 「原典中国近代思想史」第一

中国文化大革命

- 社版。一巻から四巻までは一九六八年三月より十月の間出版、第五巻は一九七七年、八月出版。以下これに従う)。 但し第五巻は一九七七年八月、人民出版社、である)。 右選集、 日本語版、二巻五一四頁(一九六八年五月、北京外文出版 毛沢東「新民主主義論」毛沢東選集第二巻所収、六六〇頁(一九六九年九月、人民出版社版、以下このテキストを使用。
- 年の鄭の子産の刑鼎は成文の法の始まりだという。もっとも個々の判決の具体例のようなものは西周の銅器の銘にもみえる 法の文章化の傾向は春秋末、戦国初めの頃からみえはじめ、礼の衰退期は法の文章化の初まりの時期でもある。前五三六
- が、春秋・戦国の境目頃からは、一般的適用に堪える法が考えられ始めたと思われる。法の成文化はますます進行したとみ であったが、実物の一端は、一九七五年湖北省雲夢県睡虎地で発見された秦の竹簡によって知られる。 えて、秦代などは大量の文章にされた法が作られた。漢簡などを含めて旧来の諸記録からしてもこの状態は推定できるもの
- $\widehat{\mathbb{I}}$ 左伝・昭公六年。(子産)復書曰、若吾子之言、僑不才不能及子孫、吾以救世也、既不承命、敢忘大恵.(云々)。
- ことはいうまでもない。北周(五五七一五八一)の如き北方の軍国が、「周」と名乗り、その制度を模したのはその現れで 周礼はいわば国家行政組織の書であって、その示すところの六官の整然たる組織は、集権的国家の一つの理想の姿である
- 13 (4) 小島祐馬・中国古代の祭祀と礼楽(「古代中国研究」所収、三九頁)。 活」六九頁以下。なお小島祐馬「中国文字の訓詁における矛盾の統一」 重沢俊郎「中国哲学史研究」二六四頁、同「中国歴史に生きる思想」一四二頁以下。吉川幸次郎「支那人の古典とその生 (「古代中国研究」所収、一一五頁)。
- 後漢・和帝、永元六年(九四)に廷尉・陳寵は律令の整頓を建言し、 「礼と刑(法)とは表裏をなすものである。法が限
- うまでもない。法解釈にこうした経学者が参画したことは、来るべき法の体系化に大いに役立ったことは疑うことができな 用のことが決定されている(晋書、刑法志)。 鄭玄は礼を中心に経書の体系化に 決定的な役割を果した人物であることはい させなければならない」との意をのべる。が実現せず、魏の明帝の時、法解釈が多岐にわたっているのを鄭玄の説に統一採 りなく多く、解釈もまた三派に分れている現状はあらたむべきで、律令は経の義に合するものをとり、法の数も、礼と対応 この問題は別に詳論しなくてはならないと考えている。
- 16 魏の新律に総則たる「刑名律」がおかれたのは体系化の基本を立てたことである。

内藤湖南全集第五巻所収・二九七頁。

孫中山選集(北京人民出版社、一九五六版)所収「三民主義」下、五八九一五〇頁。

毛沢東選集第一巻、三一頁。日本語版第一・八四四巻九頁。 安藤彦太郎訳・三民主義(岩波文庫)上一三頁。

安藤・陸井・前芝訳「中国は世界をゆるがす」(上中下三冊、青木文庫、上一〇八頁)。(Jack Belden: China Shakes the

World. Horpers. and Bros., New York, 1949)

同右、中二六頁。

(Willian Hinton: FANSHEN, A Documentary of Revolution in a Chinese Village, 1966) 加藤・春名・加藤・吉川訳「翻身」(二冊、第一冊三六頁)。

(24) 毛沢東「中国革命和中国共産党」(毛沢東選集第二巻所収、五八四—六一七頁)、 日本語版第二巻四〇九—四五四頁。 前掲孫中山選集、六六一頁、及び六六七頁。前掲安藤訳一三八頁、及び一四八頁。

同

26 新民主主義論」(同選集第二巻所収、六二三──六七○頁)、日本語版第二巻四六三─五三○頁。 毛沢東「中国革命和中国共産党」、五九六頁。日本語版四二四頁。 同上、五九七頁。日本語版四二五頁。

同上、六〇九—六一〇頁。日本語版四四二頁。

六一四頁。日本語版四四七頁。

同上、六一四頁。日本語版四四八頁。

毛沢東「湖南省農民運動考察報告」、毛沢東選集第一巻、

一七頁。日本語版第一巻二七頁。

いて例示すると、 同上、一五頁。日本語版二四頁。 なお、この「主敵」について「中国革命戦争的戦略問題」(一九三六年)選集第一巻一六七頁。いまさらに「主敵」につ

日本語版第一巻二六八頁)「中国に欠けているものはもとより多いが、主として二つのものが欠けている。一つは独立であ 「中国革命の主要な敵は帝国主義と封建勢力である」(「中国革命戦争的戦略問題」一九三六年、 選集 第一巻一六七頁。

り、一つは民主である。この二つのうちどちらが欠けても中国のことはうまくはこばれない。一方では、二つのものが欠け 中国文化大革命 四三(四三)

をとりのぞくことであり」(「論連合政府」一九四五年、選集第三巻九五六頁、 及び九五七頁。 日本語版第三巻三二七頁。 的抑圧と封建的抑圧に反対することにあるという現段階では、中国人民は社会主義の国家制度を実現することも不可能だ」 【「新民主主義的憲政」一九四○年、選集二巻、六ハ九─六九○頁。日本語版第二巻五六六頁)「中国人民の任務がまだ民族 るが、汪精衛は破壊する必要はないのか。日本帝国主義は破壊する必要はないのか。封建制度は破壊する必要がないのか\_ ず、すこしでも容赦してはならない。ある人は建設だけが必要で、破壊は必要でない、といっている。それならおたずねす 「われわれの主張する新民主主義の政治とは、外部からの民族的抑圧をくつがえし、国内の封建主義的、ファッショ的抑圧 の抑圧である。 この二つのよけいなものがあるため、 中国は植民地・半植民地・半封建の 国になったのである。 したがっ われわれは帝国主義を破壊し、封建主義を破壊するのである。これらのものは断呼として徹底的に破壊しなければなら 他方では二つのものがよけいである。二つのよけいなものとはなにか。一つは帝国主義であり、一つは封建主義

于民族資産階級和開明紳士問題」一九四八年、選集第四巻一一八二頁―一一八三頁。日本語版第四巻二七一頁、及び二七二 勤労者を主体とする人民大衆の新民主主義共和国をうちたてることにあって、資本主義一般を消滅することにはない」(「関 本主義の革命である」「中国の現段階における革命の目的は、帝国主義、 「中国の現段階における革命の性質は、プロレタリア階級の指導する、人民大衆の、反帝国主義・反封建主義・反官僚資 封建主義、 官僚資本主義の支配をくつがえして、

及び三二八一三二九頁)

四巻、一二六六頁。日本語版第四巻三九六一三九七頁) 民民主主義独裁の共和国を樹立することである」(「将革命進行到底」(「革命を最後まで遂行せよ」)(一九四八年、 して、徹底的に、きれいに、 のこらず消滅し、 めるか、ということである。革命を最後まで遂行するとすれば、それは革命的な方法を用いて、すべての反動勢力を断固と し、全面的範囲で国民党の反動支配をくつがえし、全面的範囲で、プロレタリア階級の指導する、労農同盟を主体とした人 帝国主義の打倒、 封建主義の打倒、 官僚資本主義の打倒をゆるぎなく堅持

「いま中国人民、各民主政党、各人民団体の直面している問題は、革命を最後まで遂行するか、それとも革命を中途でや

32 毛沢東「唯心論歴史観的破産」一九四九年、毛沢東選集第四巻新版、一四○○頁。日本語版第四巻六○二頁。 毛沢東「新民主主義的憲政」一九四〇年、毛沢東選集第二巻所収、六九三頁。日本語版五七一—五七二頁。

- 九九頁及び二〇〇頁 毛沢東「関于中華人民共和国憲法草案」一九五四年、毛沢東選集第五巻所収、一二八頁。及び一二九頁。日本語版第五巻
- 35 毛沢東「批判離開総路線的右傾観点」一九五三年、毛沢東選集第五巻所収、八一頁。日本語版第五巻一一九頁。

36

同上、以下。

- 共和国初の憲法。 前文では「中華人民共和国の成立から 社会主義社会の建設をなしとげるまで、 このあいだは 過渡期であ 五四年憲法(一九五四年九月二十日、 第一期全国代表大会 第一回会議採択・公布された「中華人民共和国憲法」)は人民
- たいする社会主義的改造を一歩一歩完成していくことである」第四条では「中華人民共和国は、国家機関と社会の力に依拠 る。過渡期における国の基本的任務は、国の社会主義的工業化を一歩一歩実現し、農業・手工業および資本主義的工商業に る」第八条では「(省略)国家は富農経済にたいしては、制限と一歩一歩絶滅の政策をとる」 し、社会主義的工業化と社会主義的改造をつうじて、 一歩一歩搾取制度をなくし、 社会主義社会を 建設することを 保障す
- 庫版、五七頁。 劉少奇「中華人民共和国憲法草案についての報告」一九五四年九月十五日。中国研究所訳「中華人民共和国憲法」国民文
- (3) 註(3)、選集五巻、八二頁、日本語版一二○頁。
- (40) 註(34)、選集五巻、一二七頁。日本語版五巻、一九八頁。

41

同上、一二九頁、日本語版二〇一頁。

- $\frac{42}{2}$ 福島正夫「中国の法と政治」一七二頁以下。中共第八回全国代表大会文献集、一巻一〇一頁以下。
- 43 幼方直吉編「現代中国法の基本構造」二九頁。福島正夫前掲一六五頁以下。
- 44 期の型態にふれて――」早稲田法学会誌法律篇所収、一三五頁以下。 この時期における法典化問題については福島前掲の他、宮坂宏「中国における法の継承論について――社会主義法の過渡

(4) 毛沢東「関于正确処理人民内部矛盾的問題」毛沢東選集五巻所収、三九三頁。日本語版第五巻六〇七頁。

として一、社会主義段階での活動に未経験であったための誤り、二、ソ連の圧力による国内の緊張、三、毛主席晩年の独断 中共第十一期中央委員会第六回総会で採択(一九八一年六月二十七日)。この中で文化大革命の件については、その原因

四五(四五)

<del>4</del>7 付載の年表作成に参考した資料のうち、直接年表を掲げてある主要なものは

九四九年——一九七〇年の年表がある。 東方書店出版部編「プロレタリア文化大革命資料集成全五巻附別巻(一九七〇、 十二月――一九七一年十二月)。

朝日新聞社編「朝日アジア・レビュー(一九七〇年三月創刊、一九七八年十二月、通巻三六号で休刊。創刊号に一九四五 ―一九六九年までの年表があり、以後各号に「アジアの動き」の中での「中国大陸」の項にその都度の事件が年表的に

まとめてあり便利。 中国通信社編「中国プロレタリア文化大革命三年の歩み」(一九六九年一〇月)。 一九六六年——一九六九年八月まで の

巻末に一九六五年—一九七六年までの関係年表。 チイ・ハオ、ルネ・ピエネ編、山田侑平、小林幹夫訳「李一哲の大字報」日中出版、現代中国双書9(一九七九年九月)。

菅沼正久・新島淳良・西順蔵・野原四郎編「講座現代中国Ⅲ 文化 大革命」大 修 館(一九六九年九月)。 巻末に 一九六五

48

年——一九六九年四月までの年表。

- 50 49 同上。 東方書店出版部編「プロレタリア文化大革命資料集成第一巻一○○頁。註(47)参照。
- 52 51 北京周報一九八〇年五〇号、一八頁。 同上、一〇五頁。
- 53
- 頁。安藤李太郎訳「三民主義」(岩波文庫)上、一六三頁。なお、小島哲治「太平天国革命の歴史と思想」のうち、 太平天国運動の歴史的性格(二六四頁以下)参照。 失敗の原因について孫文が 既に 指摘している。 孫中山選集(北京人民出版社一九五六版)所収「三民主義」下、
- 55 を接見したさいの講話」(一九六七年八月)同上一七一頁。 「偉大な戦略配置」(一九六七年九月)新島淳良編「毛沢東最高指示」所収、一七七頁。 「北京でアルバニア軍事代表団

- 「党第八期中央委員会第十一回全体会議の閉幕式における講話」(一九六六年八月)新島前掲所収、一〇七頁。
- 「中央工作会議での講話」(一九六六年一〇月)。東京大学近代中国史研究会訳「毛沢東思想万歳」下(一九七五年三月、 「報告会議における講話」(一九六六年十月二十四日)、新島前掲所収、一一七頁。
- 59 「中央政治局総合報告会議での講話」(一九六六年一○月)前掲新版三六○頁。新島前掲所収、一一八頁。

三一書註)所収、三六三頁、及び三六六頁。新島前掲所収、一二二頁、一二四、一二五頁

60 「反対官僚主義、命令主義義和違法乱紀」一九五三年、毛沢東選集第五巻所収、七三頁。日本語版一〇八頁。

「湖南省農民運動考察報告」毛沢東選集第一巻三○頁。日本語四七、四八頁。

「フルシチ " フのエセ共産主義とその世界錬的教訓——ソ連共産党中央委員会の公開書簡を評す(九)」 (一九六四年、人 「謝富治への指示」(一九六七年一月)新島前掲所収。一三四頁。

62 61

- 六七年九月、伝達)新島前掲所収、一九〇頁。 なのか」東方書店出版部、 民日報及び紅旗編集部)。「改訂国際共産主義運動の総路線についての論戦――レーニン主義なのか それとも 社会帝国主義 「張春橋同志が北京の集中訓練会議で軍幹部に伝えた『情勢問題』『幹部教育問題』『上下問題』についての指示」(一九 (一九七○年九月) 三六六頁。
- 新島前掲所収、一九二頁。「プロレタリア階級の『公』を大いにうち立てよう」(人民日報一九六八年三月十五日)プロレ タリア文化大革命資料集成第四巻所収。三二八、三二九頁。 薛木鐸「官僚主義とどのように闘うべきか」北京周報一九八○年二六号所収、一三、一四、一五頁。 「現物支給」「役人にもなり民衆にもなる」「社会主義の関門をこえる」「解放軍等にかんする指示」(一九六七年九月)
- 70 69 (8) 「上海の文化大革命に対する指示」(一九六七年二月)東京大学近代中国史研究会訳「毛沢東思想万歳」所収。三七八頁 竹内実編「文化大革命」(ドキュメント現代史16、一九七三年、平凡社)所収。三四四頁以下。 西条正「中国人として育った私」一九七八年、中公新書。二一三頁以下。

黒五類は独裁の対象となるもので階級敵の名である。五類分子ともいう。事情によっては反革命犯となる。文革中は、こ 四七(四七)

- の五類の他に、裏切り者、 特務、あくまで悔い改めない走資派の他に「九番目の鼻つまみもの」として智識分子がランクづ
- 株式会社りくえつ)所収、 北京家庭問題研究小組「出身主義を論ず」(一九六七年二月)。加々美光行訳編「資料中国文化大革命」(一九八〇年四月 八九頁。
- (73) 子非「『出身主義を論ず』に反論する」(一九六七年三月)。同上所収、一七二頁。
- 註(57)、一二〇頁。
- 75 え方とは違う。 註(72)「資料中国文化大革命」九頁。 もっとも編者加々美氏の論調には今はふれない。 小論の旧中国の支配の原理の考
- 77 76 同上、五三頁。 **チイ・ハオ、ルネ・ピエネ編、山田侑平、小林幹夫訳「李一哲の大字報」(現代中国双書9、一九七七年、日中出版)**
- 78 同上、一一六頁。天才の家族とは林彪グループのことを指しているが、つまり幹部の特権のことをいっている。
- 79 同上、六五頁。 重沢俊郎「中国歴史に生きる思想」(一九七三年、日中出版)一九七三年の時点で、重沢博士は毛沢東の「超越的権威」
- 指摘され「天子にも認められたことのない、まったく無制約的な神格的権威が現代の中国で、本人の迷惑を乗りこえてなに の必要があるとすれば、思想史的に大きな問題」といわなければならない、とのべられている。 「封建地主階級が自分のためにつくり出したところの、かつての孔子の権威以外中国の歴史にみられない」ことだ、と
- 82 81 北京周報、一九七九年二号、二六頁。 同上一九八〇年二六号、一三頁。
- 84 阮銘「封建主義の影響を一掃しよう」同上四五号、一九頁

83

同上三八号、二一頁以下。

- 85 「紅旗」特約評論員「権力は個人に過度に集中ささてはならない」同上四四号、一六、一七頁。
- 86 「党内の政治生活に関する若干の準則」(中国共産党第十一期五中総)同上一○号、七頁以下。

同上二七号、三頁

- 88 銭俊瑞「経済の分野における封建主義の遺物を一掃しよう」同上五二号、一七頁以下。
- 89 馮文彬「社会主義的民主主義について」同上、一九頁。人民日報、一九七九年十一月二十四、二十五日号の記載)
- 人民日報特約評論員「封建主義思想の残滓を一掃しよう」同上三六号、二五頁以下。

(追記) この報告の二ヶ月後、一九八二年十二月四日、第五期全人代第五回会議において、新中国第四回目の憲法が採択された。 年憲法のような、いわば党付属の国家といえるような性格もなくなっている。ここでは論じられないが、この憲法によっ 従って、この憲法については小論で触れることができなかった。文革の深い反省の上にたっているもので、七五年・七八

て右の小論を変更すべき理由は全くない。

## 文化大革命関係略年表

1949年9月20日 中国人民政治協商会議開催,共同綱領,中央人民政府組織法採択 10月1日 中華人民共和国成立 1950年2月14日 (中ソ友好同盟相互援助条約調印) 3月30日 婚姻法公布(第一次) 6月25日 (朝鮮戦争) 29日 丁会法公布 30日 土地改革法公布 10月11日 解散軍チベットへ 25日 人民義勇軍, 鴨緑江渡河, 南下 1951年5月23日 チベット地方政府との取決め(12/1解散軍ラサへ)(7/10,朝鮮 休戦会談開始》 1952年1月8日 三反(国家機関要員の汚職・浪費・官僚主義反対) 五反(資本家 の贈賄・脱税・国家資材横領・手抜き材料ごまかし・国家経済情 報窃取反対) 4月21日 貪汚懲治条例 1953年3月5日 《スターリン死去》 7月27日 (朝鮮休戦協定調印) 1954年6月28日 《平和五原則確認共同声明,中国・ビルマ,中国・インド》 9月20日 第一期全国人民代表大会。憲法,各級人民代表大会組織法採択 9月27日 国家主席・毛沢東、大会常務委員長・劉少奇、国務院総理・周恩 1955年3月21日 高崗・饒漱石反党同盟について、決議 9月30日 新疆ウイグル自治区成立 1956年1月25日 毛沢東・最高国務会議で社会主義革命を3年で達成と発言 2月24日 《ソ連共産党20回大会。スターリン批判》 4月17日 (コミンフォルム解散) (6/28ポーランド・ボスナニで暴動) 9月15日 (~27) 中共第八回全国大会。社会主義制度基本的達成。法の系 統化を劉少奇提出。法典化問題起る(57年) 10月23日 《ハンガリー反政府暴動》 11/1、中国、ハンガリー事件で声明 大国主義批判 1957年2月27日 毛沢東,「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」(6/18 公表) 10月15日 中ソ国防新技術に関する協定(原爆見本など)(1959.6.20破棄)

11月22日 (社会主義12ヶ国共産党・労働党代表者会議、モスクワ官言)

五

(五)

	11/18, 毛沢東「東風は西風を圧す」「張子の虎」など論ず》
1958年 5 月23日	中共8全大会,第二次会議総路線,大躍進,技術革命·文化革命 提唱
8 月29日	農村人民公社設立問題についての決議(中共中央委)
12月17日	中共8期6中総会。毛沢東次期国家主席立候補辞退
1959年3月10日	チペット反乱。チベット地方政府解散,自治区準備委員会
4 月13日	第二期全国人民代表大会第一回会議(~27),劉少奇国家主席(毛
	沢東,党主席専任)
6 月20日	《ソ連,中ソ国防新技術に関する協定破棄》(63.8.15公表)
8月2日	中共8期8中総会(~16)=盧山会議。彭徳懐反党集団について決
	議(9/17,彭徳懐,国防部長解任)
8 月13日	自然災害防止闘争緊急指令,(干ばつ,1133万ヘクタール)
28日	中印国境紛争激化(ネール,ラダク占拠批難)
9 月30日	フルシチョフ首相北京訪問,中ソ対立激化
1960年1月28日	中国・ビルマ友好不可侵条約・国境協定調印
7月1日	中ソ国境紛争
7 月16日	ソ連,数百の契約破棄,設備供給停止,専防家1390人引揚げ
11月	中共中央,農村人民公社に関する12ヶ条
12月6日	《モスクワ声明》(81ケ国 共産党 労働者党代表者会議・11/8~12
	/1)
1961年1月	呉晗「海瑞罷官」(北京文芸1月号)
1 月14日	中共8期9中総会「調整,強化,充実,向上」の方針
3 月19日	鄧拓「燕山夜話」(北京晩報連載62.9.2まで)
1962年1月23日	中共拡大中央工作会議(7000人大会)。(大躍進総括,1/30毛沢東
	講話自己批判含む)
3 月27日	第2期全人代第3回会議(~4/16)
6月2日	劉少奇"三自一包"政策
9 月24日	8期10中総会,毛沢東, **絶対に階級闘争を忘れてはならない** (8月北戴河中央工作会議以来,会議は2ヶ月続く)
1963年 5 月20日	当面の農村工作のなかでの若干の問題(草案)(前10条)。四清運
1505年5月20日	動(経済・思想・組織・政治を清にする)(打倒された地主・富
	動 (経済・芯恐・組織・収荷を得にする) (打倒された地土・畠 農分子は八方手をつくして幹部を腐敗させ、指導権を奪いとって
	展が丁は八万子をつくして軒頭を腐敗させ、指導権を奪いとっている)
	V. Ø)

6月14日 中央委ソ連党へ「国際共産主義運動の総路線についての提案」

9月6日 「ソ連共産党指導部をわれわれの意見の相違の由来と発展」(ソ 共批判第1論文,64.7.14第9論文まで)

- 1964年10月16日 原爆実験に成功
  - 12月21日 第3期全人代第1回会議(~65'1.4) 劉少奇国家主席, 周恩来 総理
- 1965年1月14日 「農村の社会主義運動のなかの当面提起されているいくつかの問題」(23条)(64年から1月にかけての工作会議で、毛「今回の運動は党内の資本主義の道を歩む実情派をたたくことだ」)
  - 11月10日 姚文元「海瑞罷官」を批判(文滙報), プロレタリア文化大革命 に発展
- 1966年2月12日 党中委「当面の学術討論に関する文化革命五人小組の報告綱要」 承認・通達(彭真「二月テーゼ」) (2/2~2/20, 林彪同志の委記によって江青同志がひらいた部隊の 文学美術活動についての座談会要綱)
  - 3月9日 人民日報「毛沢東思想はすべてを統率する」のスローガン
  - 3月11日 林彪,「毛主席はマルクス・レーニン主義を天才的にまったく新 らしい段階に高めた」(交通部門の会議へメッセージ)
  - 5月7日 毛, 五七指示(林彪への書簡)
  - 5月16日 党中央委「通知」(五一六通知)「文革五人小組」廃止,「文革小組」(政治局常務委員会附属)設置,「二月テーゼ」取消(政治局拡大会議,(文革小組に,林彪・江青・康生・張春橋など 権力ゆだねる)
  - 5月25日 聶元梓,北京大学に大字報 「宋碩・陸平・彭珮雲は文化革命の中でいったい何をやっているのか」
  - 6月2日 6/1の毛指示により、聶元梓大字報、人民日報で報道(「北京大学 に出た一枚の大字報に歓呼をおくる」)
  - 7月1日 人民日報「毛沢東思想万歳」(毛沢東は 最も 偉大なマルクス・レーニン主義者である)
  - 7月26日 毛沢東、「全国の工作組はほとんど95%以上が路線上、方向上の 誤りをおかした」
  - 8月1日 中共8期11中総会(~12) 8/5 毛,「司令部を砲撃しよう―わた しの大字報 |
  - 8月8日 プロレタリア文化大革命についての決定(16ヶ条),(11中総) (67.9,毛「半数よりただ1人だけ多い支持を得た」)劉少奇・ 鄧小平批判,林彪を後継者(常務委改組)
  - 8月15日 胡耀邦・共産主義青年団中央委第一書記解職
  - 8月18日 北京100万人集会(19日上海100万人集会)、紅衛兵など接見
  - 8月20日 紅衛兵・北京街頭に。紅衛兵施風始まる

- 1966年9月5日 人民日報「武闘を用いてはならず文闘を用いるべきである」
  - 10月24日 毛「権力を第1線第2線に分けたことは失敗また劉・鄧洙殺すべきでない (周恩来、「劉・鄧は許すべきだ」、など)
    - 26日 毛「このようになるとは私は予想しなかった。劉・鄧だけせめられぬ。中央に責任あり」
  - 11月16日 党中央 · 国務院、16日以降上京紅衛兵輸送中止指示
  - 12月12日 紅旗15号「武闘の挑発に反対せよ」
    - 27日 北京で劉・鄧ブルジョア反動路線で撤底的に批判する大会
- 1967年1月3日 上海「文匯報」奪権 「1月革命(1月の嵐)」始まる。1/5「解 放日報 | 「上海晩報 | 奪権
  - 1月6日 「革命的造反有理万歳」(文匯報) 1/9, 緊急通告
  - 1月15日 「上海人民公社」成立, (毛沢東・許可せず, 2/23, 上海市革命委員会成立)
  - 2月3日 紅衛兵経験交流停止
  - 2月12日 毛「上海文革に対する指示」(三結合一革命造反派・革命幹部・ 軍隊。すべてを疑いすべてを打倒せよ,は反動。公社否定) (2/8周恩来・幹部問題と無政府主義に警告)
  - 2月13日 毛, 闘争の水準を高めよ。私生活をあばくのではなく, 政治上の 闘争をせよ。(2/24, 周, 同趣旨の発言)
  - 2月 譚震林など反奪権運動全国に拡大,武闘激化(2月逆流と呼ばれる)
  - 3月11日 《人民日報,日本共産党を名指しで攻撃》
  - 4月1日 戚本禹「愛国主義か,それとも売国主義か」(「中国のフルシチョフ」「最大の実権派」として劉少奇攻撃)
  - 4月26日 人民日報「無政府主義を打倒しよう」
- 1967年5月22日 人民日報「ただちに武闘を制止せよ」
  - 7月20日 武漢事件,公安相謝富治・宣伝部長王力監禁さる。武闘激化(8 月局部国内革命戦争と呼ばれた)
  - 8月4日 劉少奇批判100万人集会,8/17 反ソデモ,ソ連大使館乱入,8/22 紅衛兵英国代表部に侵入・放火
  - 9月1日 五一六兵団取締り(この組織は周恩来に標的を合せていた)
  - 9月5日 毛指示「武闘制止せよ。殺人・放火は処分。攻撃をかけた側に責任を負わせる。革命は生産時間にやるな」など
  - 10月11日 省無連(湖南省無産階級革命派大連合委員会)成立(長沙)「中国はどこへ行くのか」など、造反派の代表的論文多数
  - 10月17日 《元満州国皇帝溥儀死去》

- 1968年1月1日 人民日報・紅旗・解放軍報共同社説「プロレタリア文化大革命の 全面的 勝利を 迎えよう」(党組織整頓・党建設強化・擁軍愛民な ど強調)
  - 1月24日 省無連・非合法化,メンバー批判・逮捕(1~2月の間人民日報 などに無政府主義批判・革命的規律の論多し)
  - 2月29日 中学授業再開
  - 3月30日 人民日報・紅旗・解放軍報共同社説「革命委員会はよい」
  - 4月7日 北京日報「2月逆流の反撃を粉砕せよ」
  - 5月~6月の間、各地で武闘しきり
  - 7月3日 毛, 広西の武闘中止指示(七三布告)
  - 7月24日 毛,陝西省の武闘中止指示(七・二四布告)
  - 7月27日 首都労働者毛沢東思想宣伝隊・精華大学に進駐,以後各級学校に 宣伝隊入り紅衛兵運動に結末
  - 9月5日 29の省・市・自治区に革命委員会成立(主任のうち軍人21人,革命幹部8人)
  - 10月13日 中共8期12中全会(10/13~11/31) 劉少奇除名・党規約草案採択, 第9回党大会準備,整党・建党,幹部復活開始。また「2つの階級,2つの路線の激しい闘争の文革2年の歴史であった」とする。 毛・「プロ文革はプロレタリア階級独裁を固め,資本主義の復活を防ぎ,社会主義建設のため時宜にかなったものだ」
- 1969年1月 中央文革小組活動停止,各地の革命委の大衆代表逐次消える
  - 3月2日 《珍宝島(ダマンスキー島)で中ソ武力衝突》
  - 4月1日 (~24) 中共第9回全国大会。毛「団結の大会、勝利の大会としよう」 党規約改正、林彪を毛の後継者と明記
  - 7月8日 黒竜江八岔島にソ連軍侵入と抗議 (8/13,新疆ウイグル自治区裕 民県ラレクチ地区ソ連軍侵入と抗議)
  - 8月6日 愛国衛生運動(四害=か、はえ、ねずみ、南京虫、ごきぶり駆除)
  - 8月19日 6/1~7/31の2ヶ月間にソ連は429回の国境挑発事件を起した,と 抗議
  - 8月24日 人民日報「役人にもなり一般大衆にもならなければならない」
  - 8月25日 人民日報・紅旗・解放軍報「革命的大批判に力を入れよう」闘争, 批判,改革の段階主張
    - 9月3日 《北ベトナム,ホー・チ・ミン大統領死去》
    - 9月12日 周・コスイギン会談(北京空港)
- 1970年1月 新四清運動(経済・政治・組織・思想を清める) 一打三反運動(反革命破壊活動に打撃、汚職・窃盗・投機・浪費

## 反対) 展開

8月23日 (8/23~9/6) 中共9期2中総会=盧山会議(8期8中総会・'59. 8.2 とは別), 党の建設整頓と第4期全人代開催及び一打三反呼びかけ。林彪「天才論」

> 新憲法草案審議(原案に 国家主席 なし) 陳伯達・国家主席主張 (255人中, 100人以上支持), 林彪主導「国家主席を置かなかった ら林彪はどうなるのか」

9月 毛・全党に与うる書, 陳伯達批判, 批修整風

1971年3月22日 (~24)「五七一工程紀要」林立果ら「連合艦隊」による 反毛クーデター計画書作成。「彼は現代の始皇帝」

5月 趙紫陽復活,内モンゴル自治区党委員会書記・革命委員会副主任 ('72.3, 広東省へ転出)

9月12日 林彪,毛沢東専用列車爆破計画未遂

13日 九一三事件(林彪・葉群・林立果ら乗機, モンゴル・ウンデルハン附近で墜落・死亡)

10月25日 (26回国連総会中国加盟承認)

1972年 2 月21日 (~28) ニクソン訪中,27日「中米共同声明」 (1970.4.7 米国卓球選手団北京へ) (1971.7.9 (~11) キッシンジャー補佐官北京入り)

9月25日 (~30) 田中・大平訪中29日「日中共同声明」

11月14日 李慶林, 毛沢東に上訴状。下放青年の惨状を訴え、特権が巾をきかすなどのべる。「天に訴えても反応なく地に訴えても効きめがない」(李慶林はその後1975.1,全人代常務委会委員となる)

1973年4月 鄧小平・国務院副総理で復活,幹部の復活

8月10日 人民日報,張鉄生(68下放,73大学進学申請,理化学の答案に指導部へ意見を書く)の手紙を記す。白紙答案。後張鉄生は"反潮流の英雄"となる。75年全代常務委員。(76年11月30 人民日報,真相暴露,白紙でなく成績が悪かっただけ)

- 8月24日 (~28) 中共第10回全国大会。周恩来・政治報告,王洪文・党規 約改正報告,「反潮流」「党の一元指導の強化」提起
- 9月13日 李一哲大字報初稿, (李一哲=李正夫・陳一陽・黄希哲の3名の ペンネーム)
- 12月12日 李一哲大字報二稿「毛主席と第4期全人代に献ず」(初稿,二稿 は機関内部に張り出す,定稿は74.11.10)
- 12月28日 人民日報, 黄帥(北京小学5年の女紅小兵12歳)の北京日報あて の手紙転載。「先生が学生を抑圧している」74年2/11人民日報に

		東師は彼女に対する土里早の息見に公開で反論,「復辟勢力の云	
10716-1		い草だ」以後、反潮流の英雄となる。	
1974年1	月	鄧小平・中共中央政治局委員、周恩来の仕事の一部分担。この年	関
		から批林・批孔運動。批孔は、現代の大儒として周恩来攻撃を強	法
		める意図あり	第
1	月18日	上海大字報「トン数の奴隷にならない」など、党委員が文革の新	第三三巻
		生事物を重視せず,回潮思想をもっている等主張	
4	月	李一哲・大字報,「広東は何をなすべきか」特権の横行・民主の	第
		欠除・「林彪体系」攻撃。街頭に張り出され大反響あり。	号
4	月	大字報街頭に張り出すことを禁止(中央17号文献)広州では「清	
		掃隊」で洗い落とす。(3~4月の間,各地で大量の大字報「批	
		林・批孔」と共に特権攻撃,文革中の雪冤,幹部攻撃など)	
5	月	大字報街頭張り出し許可(中央18号文献)	
6	月	全国で大量の大字報 回潮復辟批判,特権・裏口批判,雪冤要求	
		など	
1974年7	月	儒法闘争史宣伝。尊法反儒,揚秦批孔キャンペーン	
8	月	8月以降文芸界で反回潮運動展開	
10	月	毛・「安宝団結」「国民経済を発展させる」指示。「文革は既に8	
		年経過した。現在は安定が第一である云々」	
11	月10日	李一哲大字報の定稿,広州北京路入口に張り出し。「社会主義の	
		民主と法制」、林彪体系、礼治を攻撃。	
12	月3日	広東省党委員会宣伝部集団創作「李一哲大字報を批判する」(宣	
		集文)発表	
1975年1	月8日	(~10) 中共10期 2 中総会,全人代準備。鄧小平中共中央副主席,	
		政治局常務委員	
1	月13日	(~17) 第4期全人代。 (憲法承認・鄧小平筆頭副首相・周恩来	
		政治報告「四つの現代化」再提示、今世紀内に農業・工業・国防	
		・科学技術の現代化を実現する-1964.12.21. 3 期全人代で 提案	<del>7</del>
		があったもの)	五六
2	月	プロレタリア階級独裁の理論学習の大衆運動	$\overline{}$
4		張春橋「ブルジョア階級に対する全面独裁を論ず」(紅旗)	五六
4		《蔣介石死去》	$\mathcal{C}$
5		中共中央,鄧小平の「三項指示を要とする」を伝達(理論学習・	
	. •	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

防修反修, 安定団結, 国民経済の発展の三項)

浙江省,特に杭州で賃金引き上げ要求スト,軍隊出動

教育界に学生の水準低下を訴え教育水準の向上の要求、入試復活

7.月~

8月

務院要求。など、右からのまき返しとされる

12月 宣伝機関右からのまき返しに反撃するキャンペーン。毛沢東「三 項指示がどうして要か」鄧小平批判。趙紫陽四川省に転任 ('72. 3以来広東省)

1976年1月8日 周恩来·死去

2月 教育界・科学技術界, 「右からの 巻き返し」「三項指示を 要とする」に反撃開始 (2/6, 2/17人民日報)

2月7日 華国鋒・首相代行

4月5日 天安門事件, (周恩来追悼。 反江青などのスローガン, 群衆と軍 隊・警察と衝突, 暴動化)(安陽・南京・上海・鄧州など で 類似 事件)

4月6日 鄧小平解任, 華国鋒首相

7月6日 朱徳・死去

7月28日 唐山大地震

8月11日 人民日報「鄧小平批判を深め、抗震救災をおこなおう」

9月9日 毛沢東・死去

9月16日 三紙共同社説「毛主席は永遠にわれわれの心の中に生きる」中に 「既定の方針に従って事を運べ」を記し、後・ねつ造とされる。

10月7日 江青・王洪文・張春橋・姚文元 (四人組) 逮捕 (12日・デイリーテレグラフ報道・13日確認)

10月7日 華国鋒・中共中央主席,中央軍事委主席,四人組批判開始

10月29日 解放軍報「華国鋒同志はわが党にふさわしい指導者である」

11月8日 解放軍報「華国鋒同志をわが党の指導者たらしめたのは毛主席の 英邁な決定 |

1976年11月30日 (~12) 全人代第3回常務委員会, 鄧穎超副委員長。(喬冠華外相解任, 黄華就任)

12月7日 (~12/27) 農業は大寨に学ぶ全国大会

12月26日 毛沢東「十大関係について」(1956.4.25) 公表(人民日報)

1777年1月5日 河北・保定,河南・鄭州,湖南省などで騒乱(人民日報)

4月15日 毛沢東選集5巻出版

4月20日 (5~13) 工業は大慶に学ぶ全国大会

7月21日 中共第10期3中総会(16~21), 鄧小平職務復帰, 王洪文・張春橋・江青・姚文元反党集団について決議(新生のブルジョア分子 王洪文, 国民党のスパイ張春橋, 裏切り者江青, 階級的異分子姚 文元の党務剝奪)

8月12日 中共第11回全国大会, 中央委員会政治報告(華国鋒), 党規約総

五七 (五七

改正,中央委員会選出委員201名候補132名 法秩序強化よびかけ (~18)

- 19日 中共11期1中総会,中央機構選出,主席(華国鋒)副主席(葉剣英,郭小平,李先念,汪東興),政治局常務委(5名),政治局委員(23名),候補(3名)
- 12月10日 北京で大学入試,10万人受験
- 1978年2月23日 中共11期2中総会(憲法改正案など, 5期全人代大会への議事策定)
  - 3月5日 (2/26~)第5期全人代第1回大会,憲法採択,国家機関要員選 号 出,華首相,江華人民法院長,黄火青人民検察院長任命,法体系 整備を打ち出す
  - 3月8日 政治協商会議第5期第1回会議('64.12以来, 13年目) 政協規約 採択
- 3月18日 (~3/31全国科学者会議)郭洙若委員長,胡喬木社会科学院長
- 1978年 4 月24日 全国教育工作会議
  - 5月29日 全軍政治工作会議
  - 6月 (標点本「二十四史」(1958年開始, 標点, 校勘・修訂, 文革で中断, 71年に周恩来指示で再開) 出版)
  - 8月12日 日中平和友好条約(北京)
  - 10月11日 中国工会9回全国大会(~21)
  - 11月 中共北京市委「天安門事件」関係者名誉回復
  - 11月21日 人民日報「天安門事件の真相 |
  - 12月16日 中米外交関係樹立共同コミュニケ (\*79.1月1日より) 北京 (華国鋒) ワシントン (カーター) で発表
  - 12月22日 (18~22) 中共11期3中総。「右からのまき返し」「天安門」に関する文書廃棄。

──文革評価は実事求是で行い,性急にやるべきではない。 ──立法活動を国家機関の日程に入れよ。など

以下大巾省略 ('82.4まで)

1979年2月6日 李一哲,名誉回復

(7/1) 刑法他 (7つの法律案)5期全人代2回会議採択 (7/23)司法関係工作会議 (9)国務院司法部設置 (11)建国以来の法律・法令は引き続き有効と決議(全人代常務委会)

1980年(2/23) 劉少奇名誉回復 (8/30) 婚姻法など4つの法律,憲法45条修正など, (5 期全人代3回会議採択) (9/29) 趙紫陽・国

1981年

1982年

	理 (11/5) 特別法廷, 4 人組起訴―'80.1/25まで					
	(1/25) 江青ら10名に判決 (6/27) 建国以来党の若干の歴史問					
題についての決議(11期6中総) 胡耀邦・党主席						
	(3/8) 民事訴訟法(試行案) 10/1より試行と決定 (4/22) 憲					

(3/8) 氏事訴訟法(試行案) 10 法改正草案採択(全人代常務委)